

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

決算特別委員会会議 録 ( 5 )			
日 時	平成 1 8 年 1 0 月 1 3 日 ( 金 )	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 5 2 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出席委員	松本委員長、佐々木(勝)副委員長、小前・菊地・小林・大橋・ 横田・成田・佐々木(茂)・新谷・高橋・秋山 各委員		
説明員	市長、助役、木野下・久末両監査委員、教育長、水道局長、 総務・財政・経済・市民・福祉・環境・建設・港湾・教育各部長、 総務部参事、小樽病院事務局長、保健所長、消防長、 監査委員事務局長、収入役職務代理者(会計室長)、 農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、菊地委員、高橋委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

上野委員が小林委員に、大畠委員が高橋委員に、北野委員が新谷委員に、斉藤陽一良委員が高橋委員に、佐藤委員が秋山委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

これより、総括質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、平成会、民主党・市民連合、共産党、自民党、公明党の順といたします。

平成会。

小林委員

私は、長年、町会長を務めさせていただいております。町会の皆さんとともに、除雪については非常に関心の強いところでありまして、一昨年、昨年と、ここ小樽は豪雪、大雪に見舞われました。除雪予算の方も多額な補正を余儀なくされた状況であります。さらに今年大雪に見舞われますと、せっかく市長を筆頭に職員の皆さん方が市の財政を考え、経費を節減するために取り組んでいる財政再建推進プランも、これもやはり破たんをしかねない大きな問題を抱えているのも事実です。自然の天候任せにはできない、非常に私は厳しい問題を今抱えているなどという、そういう認識の下で、除雪問題に絞り何点かお尋ねをしていきたいと思っております。

除雪について

まず、この大きな問題として、除雪のやり方であります。現在、四つのステーションを設置し、業者委託ですが、地域総合除雪の方式をとっていますね。これは何年かの経過をたどっていますが、このやり方の検証をどのようにしているかということと、それから、もちろんメリットがありますから、これからも続けられると思っておりますけれども、検証の結果、メリット・デメリットというのですか、これをどう検証されて、特にデメリットを含めて、これからの対策をまずお尋ねしていきたいと思っております。

(建設) 雪対策課長

御質問の除雪のやり方について、四つのステーションに分けて除雪を行う地域総合除雪の方式ということでございますが、小樽市では、平成13年度に地域総合除雪をスタートしておりまして、総合的には機能を果たしていたと考えてございます。また、平成16年度、17年度は委員もおっしゃったように、大雪に見舞われてございます。平成17年度におきましては、降雪量も725センチメートル、また積雪深も172センチメートルという観測史上2番目となっております。市民からの苦情も2,775件と過去最高になった状況にあります。

地域総合除雪でのメリットでございますが、除雪、排雪、砂散布など、冬期間の路面管理を総合的に迅速に行えるということでもあります。しかし、大雪時においては、管理区域が広大な部分と路線延長で多く有する区域において、パトロール及び除雪作業など、行き届かなかった面が多々挙げられました。

今年度につきましては、このことから区域の分割を行い、パトロールの強化及びロータリ除雪車の増強を行って、解消に当たっていききたいと考えております。

小林委員

毎年、町会との話し合いが行われています。今年は、早目にされたようです。私どもの町会にも来て説明をいただいておりますけれども、私は大変結構なことだと思っております。

ずばり言って、昨年までの市民の除雪に対する要望というのですか、これをまとめて、今年に向けて何がポイン

トというか、どのような形でそれを進めていくのか。

( 建設 ) 雪対策課長

今年度につきましては、早期の除雪懇談会ということで、6月に第1回目を実施してございます。第2回目につきましては、11月に予定してございます。

1回目につきましては、6月から9会場で実施し、意見を聞いております。しかし、内容につきましては、昨年度の大雪の状況の苦情等が大半を占めております。市民の要望は、地域の状況を理解し、きめ細かな除雪を望んでおります。このことにつきましては、区域の分割によりパトロールを強化し実行することにより行っていきたいと考えております。

また、11月に第2回目の懇談会を予定しております。本年度からできるもの、また時間を要するものの検討をいたしまして、今年度については実施していきたいと考えております。

小林委員

町会の説明会の開催の目的、それから市民の声というか、会長、町会の役員が集まって、毎回、毎年、私も出て、その箇所というのは、やはり毎回出て同じ要望というのが多いのです。そのときによって変わるわけではないですし、その都度、建設部の方の説明では、できない理由を話され、これが同じことを繰り返しますと、その開催に当たって、会長が何回言ってもしょうがない、また何回もお願いしてもやれない理由ばかりということもただ耳にして、その開催の目的と、それから何年か続いているこの開催の参加数ですか、会長の参加数はどのように押さえているのかということと、それから各会場で要望事項があった場合、それは最終的にどういうチェックの仕方をして、それについてどういうその見方というか、私も会長としてその場に何回も出ましたけれども、要望の達成率というのですか、その辺はどうとらえていますか。

建設部長

まず、町会の方々と話をすることによって、冬場に生活をするときにどんな支障があるのかを、市の方で十分把握する必要があるということ認識するためには、地域懇談会の必要性があるかと思っております。

もう一つ、参加数にはデータがございません。後ほど、参加数については、示したいと考えています。

要望に関してですけれども、確かに毎年同じような要望が出ているのは事実でございます。我々としては、極力現地に入って、再度調整をする。そのときに、市ができることと町会なり地域から御協力をいただけるようなことがないのかということをしり合わせした中で、解決できないかということをしりはかかってございます。なかなか急激に問題を解決するのができない中では、達成率という点では低いことは確かですので、やはりもっと住民の方々のそういう協力なり、形を変えた中でやりながら、何とか冬の生活の安全な部分を確保するために努力はしてまいりたいというふうに考えてございます。

( 建設 ) 雪対策課長

昨年度の資料を持ち合わせておりませんが、今年度6月に実施した懇談会の状況について話したいと思います。

先ほども申しましたけれども、9会場で実施してございます。延べ160名の町会の会長、役員、その他により懇談会を実施しております。

小林委員

今、建設部長の方から、参加数はまだはっきりしたことではないということなのですが、雪対策課長が言うのは何、9会場で160名ですか。

( 「そうです」と呼ぶ者あり )

これは、年々どうですか、減っているはずですよ。私もうちの方の町会の集まりを見ていて、多い少ないは別としても、今、建設部長が言われた要望のあった箇所の現地調査、これが一番大事だと思うのです。除雪の説明をす

るときには、10月、今言うように6月ですから、夏場と冬期間のその箇所の雪の積もり方とか、道路状況とか、非常に違うことは事実ですよ。それは把握しているでしょう。そういうこともきちんとしていますか。例えば、除雪会議でその箇所が出たときに、説明会は雪のないときにやりますけれども、その箇所の冬期間の状況をどう把握しているのか、その点についてちょっとお答えください。

建設部関野次長

この説明会は、ちょうど今の決算特別委員会が終わりましたら、11月の中ごろに大体今までやっておりまして、その段階で町会からの御要望とか、いろいろな御意見とか、あとそれに対して市からの話や、市の当該年度の考え方とか、例えば市民の方のいろいろな生活の状況、貸出しダンプの説明、市民の参加の部分でのお願いをしているなど、そういう場にも使っています。そういうことがあるものですから、当然時期的には、ちょっと冬場の雪のある状況の中でこの説明会をするというのは非常に難しい状況にあります。その中で、事前に町会の方から御意見、御質問等を拝聴しておりますので、その中で時間のある限り、うちの方で事前に、当時の現場に携わっていた担当者とか、そういう者の意見を聞いて状況を把握した上で、いろいろ話をさせてもらっているという状況であります。

小林委員

これは雪対策課長に確認するけれども、9会場で160名で間違いはないですか。

(建設)雪対策課長

今年度の6月に実施した部分で申しますと、9会場で延べ160名です。

小林委員

小樽の町会は150幾つでしょう、160近いでしょう。9会場というのは、やはり各町会にまたがったの、この160というのは年々少なくなって、俗に言う、裏を返せば関心がないというか、町会長がそういう会議に出ても、本当に建設部の趣旨がわからないで、そしてまた、達成率がまだ低いと建設部長が言われるように、それはもう事実ですけれども、実際やはりもっと気合いをかけてと言うとおかしいですけれども、本当に市民の冬の生活を何とかしてあげたいという気持ちが考えられ、各会場での建設部のそのやりとりを聞いていて、それは私も実感しています。それだけは伝えておきます。

ロードヒーティングについて

次に、ロードヒーティング、節約のためだと思いますけれども、かなり小樽市内で冬期間、せっかくロードヒーティングをしている箇所にもかかわらず、電気または灯油等を非常に入れたり切ったりしている状況、この冬の生活には非常に、はっきり言いまして、私は大変なことだと思います。特に平成16年度の決算を見ますと、光熱費が逆に増えているのです。これはどういうことなのか。だから、せっかくロードヒーティングをしているのに電気を入っていない、財政難だから入っていないと、それで済まされることではないのですけれども、やはりこれは市民としては納得いきません。ロードヒーティングのその箇所の問題については、結果的に、これからどう対応しようとしていますか。それから、現在ロードヒーティングを敷設していて、そしてその電気を切ったりしている箇所は何か所か。平成15年度、16年度、17年度、この3年間の数字をちょっと出してみてください。

(建設)雪対策課長

ロードヒーティングに関してのことでございますけれども、後段の方から説明いたします。

平成15年度におきましては、市内に216か所のロードヒーティングの設置箇所がございます。平成16年度につきましては、217か所の敷設、平成17年度につきましては同じく217か所の敷設をしてございます。このうち、平成15年度については、195か所のロードヒーティング箇所の面積的な減を行っております。平成16年度につきましては196か所の面積の減、平成17年度につきましては同じく196か所になってございます。これにつきましては、箇所数的に通電をやめているのではなく、部分的に延長的に減をしたり、ユニットを削減したりして、交通の安全上支障ない部分で節電を図ってございます。

また、平成16年度、17年度のロードヒーティングの延長面積についてでございますけれども、217か所ということで、6万3,556.09平方メートルと16年度、17年度と変わってございません。ロードヒーティングの電気料金は、気温と降雪量、また降雪状況によっても大きく左右される状況にあります。昨年は、12月末から1月にかけて断続的に雪が降ったことによりフル稼働したと平成16年度、17年度を比べますと、真冬日が、17年度の方が圧倒的に多い状況にありました。

節約を目的としたロードヒーティングの面積減についてですが、車両交通上、安全で支障がない部分について節減を図っている状況でございます。また、1か所当たりすべてをとめたのではなく、部分的に行っているものであり、これにかわる砂散布等の実施も可能ということを考えておりますので、御理解をお願いしたいところでございます。

小林委員

平成15年度、216か所のうち195か所、平成16年度、217か所のうち196か所、平成17年度、217か所のところ196か所、この数字というのは、部分的にとめたり、それから道路に半分ずつ入れたり、それから断片的に入れたり、その数字なのですか、今言う216か所のうち196か所、217か所のうち196か所、217か所のうち196か所、それは断片的にそこをとめているということですか、そんなに数が多いのですか、そんなに多くないでしょう。

建設部関野次長

ロードヒーティングを敷設している箇所がありますと、その部分で今217か所になっている、その内数の中で196か所の部分については断片的というのですか、一部分を入れるとユニットを切るとか、そういうような方法で、延長調節というか、面積を小さくしてみたり、そのやり方については、その場所その場所でもやはり現場を見まして、判断をして、切らせているところでございます。

小林委員

数字を見てびっくりしているのですけれども、195か所とか196か所といたら、もうほとんどの、そうしたらロードヒーティングの箇所はみんな断片的に電気を切っているということなのですか。そして、説明された数字に間違いはないですか。そして、雪対策課長が言われる交通の安全に支障のないところをきちんとやっていると言うけれども、現実にもそういうことを、どんな調査の仕方をして、把握しているのですか。ちょっとその数字があれですよ。市民は大変な思いをしていますよ、ロードヒーティングを切られているところ、段差的に30センチも道路を半分にされたり、半分車道にその入れていないところが残って、その段差。それから、今歩道に除雪が入ってやっているところなんかないでしょう。せめてそのロードヒーティングをしている車道ぐらいはやはりきちんと雪をどけてもらわなければ、歩くのにも大変な箇所ですよ。そんな、建設部は安全で走行に支障のないようにそんなことやっていると言って、そうだろうけれども、市民はそうは思いませんよ、冬の生活は。確かに、平成16年度、17年度は、この豪雪で大変な雪だということは私も認識しています。けれども、ロードヒーティングのその電気料金、これだけ切っていて光熱費が払われているというのは、今何か北電の基本料金のそういう問題があるということを行っていますけれども、この北電に対する基本料金、これの扱いというのは、事実きちんと公的な北電に対して基本料金の折衝というのですか、何年も続いているこの小樽市の除雪の問題を考えたら、もっとしっかりお願いする立場になれば、基本料金で済むような減免措置というのはいろいろあるのではないですか。その辺どうですか。

建設部関野次長

電気料金につきましては、当然ロードヒーティングを運営する、維持・管理する上では、電気料金、光熱水費が非常に大きく占める割合でございます。それで、除雪費におきましても大きいので、市としては、当然北電に対していろいろな減免措置というか、現在のある程度の流れでどのようなことができるかということで、毎年お願いをしているところであります。その中で、今は第2融雪という制度を利用して、通常であれば基本料金が通年かかるのですけれども、その通電の期間だけの基本料金がかからないと、そういうものを利用した形で運営しており

ます。今後も、電気料金のそういう削減についてのお願いを続けていきたいというふうに考えております。

建設部長

先ほど、部分的に休止している部分の話の中で、数的には確かに217か所のうち196か所においてそうです。実際、では面積は、どうなのかということですが、灯油方式、電気方式、その他の方式を含めて、面積的には23パーセントほどの休止という形をとっていますので、ですから数だけでなく、面積的には4分の3をきちんと稼働してございます。当然、休止をしているその部分については、砂まきなり、そういう形の中で安全という点では、確保していきたいというふうに考えてございます。

小林委員

ロードヒーティングの電気を切るという箇所の決め方というか、それは例えば217か所もありますから、その道路によっては、ここは車両の交通量が多いとか、ここは特殊だとか、いろいろあると思うのですが、そういう決め方は、どういう決め方をしていますか。

(建設)雪対策課長

電気のとめ方というか、部分的なカットについての目安ということで述べたいと思います。

道路によっては、一時停止を伴わない下り路線の部分の停止、一時停止を伴わない上り路線の停止と。滞留長及び加速速度が確保されている路線部分、滞留幅、除排雪及び砂散布による路面管理の可能な路線、ユニットを停止しても特に支障がない部分について、考えて停止しております。

小林委員

しつこいようですが、特に支障のないというのは、本当に住民というか、市民の声が聞かされているのかなという、それでは、そういう除雪の説明会に、市道何々線、この箇所は今年からは電気を消すとか、そういうことまで発表されているのかどうか。ただ、私が懸念しているのは、そういう説明がないから、例えば11月、12月の最初の積雪のときに、急な坂を利用するドライバーは、いきなり入っていると思って走ってきて、やはり突っ込んだ例もありますし、現実には私もそれも見えていますし、そういうその行政としての心温かいというか、もっと市民に対する、確かに私は事故が多いと思いますよ。だって今まで、例えば12メートルの道路を半分電気消しておいて、急坂になれば黙っていても20センチ、30センチの段差ができるのは当たり前の中の話でしょう。だから、こうやって見ても数でびっくりしたのですけれども、そんなに小樽市内、せっかくのロードヒーティングをした、電気代といったらそんなに私はかからないと思うのですけれども、北電と基本料金のことですらいろいろ折衝をしていると思いますけれども、たしかロードヒーティングの使用料は、私は2億5,000万円ぐらいと押さえていますけれども、これの数字で節約して、どのぐらいの財政というか、お金が上がったか、そんな私はそういうことで市民が生活する、車というのは命にかかわる問題ですから、もっとロードヒーティングの設置場所、そしてその状況、それから車、非常に多いところもあります。どうしてもロードヒーティングをしているのに電気を入れないという、あまりにもそういう行政のあり方というのはもっとやはり真剣に考えてもらいたいと、これだけは申し上げておきます。

次に、小樽市で、今、いろいろPRを兼ねてありますね。昨年から、砂袋に広告を出して、私はよいアイデアだと思います、それは。だから、そういうことを含めて、どういう内容で行ったか、その反響はどうであったか、その点をお答えください。

(建設)雪対策課長

財政面を考えた新たな取組ということで、広告を載せたという状況ですけれども、昨年度については、2社の広告を砂の小袋に載せてございます。これについては、リサイクル材の活用、促進についてのPRでございまして、これに関しての現象、影響等につきましては、具体的には行っておりませんので、検証しておりません。

(「済みません、もっとわかりやすく」と呼ぶ者あり)

建設部長

まず、財政面からいって、何とか宣伝広告費というのでしょうか、そういったことを上げたいという目的があります。その中で、たまたまそれに応じてくれたのは、小樽砕石工業株式会社とか小樽アスコンのように再利用をする企業が、まさにこの除雪にかかわる業者として、マッチングするね、では2社手を挙げますよと、今回も18社あるうちの3社だったのですけれども、そういうような賛同を得ました。その辺をリサイクルをする企業として、要はリサイクルについて協力しているという内容を記載し、市民に自己アピールをするということなのです。では、肝心の市民の方がどうなのかというお話ですけれども、なかなか耳に入っていないものですから、検証していないという答弁をさせてもらったということでございます。いずれ検証する必要があるかと思えますけれども、今のところないということでありませう。

小林委員

雪捨場について

それでは、この雪捨場というのは、ただ雪を捨てるだけではなくて、管理の費用がかかるのでしょうか。具体的にどんな作業をされて、どういう管理というか、その辺はどうですか。

（建設）雪対策課長

雪捨場の管理ということでございますけれども、雪捨場につきましては、主に海域、あと陸域という状況で、二つに分かれてございます。

陸域については、搬入された雪を積み上げる作業に伴うブルドーザーなどの機械が主な管理費になっております。また、海域でございますけれども、これは搬入された、投雪された雪をかくはんする作業、融雪を促すためでございますけれども、それらの作業を行うバックホーのかくはん用の費用、また海域で行っております海水を循環させ、ポンプによるシャワーリングなどに要する費用が主なものでございます。

小林委員

9月ぐらいから北浜岸壁、これは雪捨場使用不可と、もう看板を御丁寧に出示してございますけれども、あそこは何でそういう形になったのですか。ちょっとそれを説明してください。

（建設）雪対策課長

北浜岸壁におきましては、過去から昨年度まで、公共の雪処理場として使ってございました。しかし、あそのの近隣に住まわれている方がございまして、臨港地区でございますので騒音・振動規制は特にございませぬけれども、苦情等、不眠また病気がちという状況が市に寄せられました。そういう中で、市がそこを今後使っていけるのかという状況につきまして検討いたしました結果、平成18年度につきましては、暫定ではございますけれども、北浜岸壁にかかわる部分が第2号ふ頭・第3号ふ頭の間で暫定的に使用できることになりました。その部分で、今年度は使用しないということで看板を立てた状況でございます。

小林委員

私は、あそのの町会ですけれども、住民の方が何かクレームをつけたのですか。けれども、使用する側は、市民からするとやはり北小樽地区というのは、近ければ近いほど一番市民の皆さん方も足しげく、小さな車でも捨てるのにいいですし、今、第2号ふ頭と第3号ふ頭の間で今度変更すると、それもいたし方のないことですが、ただ残念なのは、北浜岸壁がどうして使えない、まあ住民の方が何かクレームをつけたから、そんなので簡単に、それではやり方はどうだったのですか。そこをちょっともう少し詳しく、利用する市民の立場で話をさせていただきますし、またその住民の方にも私は今聞いてわかったのですけれども、何でそんなことになったのか、ちょっと説明してください。

建設部関野次長

色内ふ頭の下水処理場の横の北浜という岸壁なのですけれども、その雪捨場です。その雪捨場につきましては、

国・北海道・小樽市の道路管理者が使っているもので、そういうような雪捨場として、市の方で現在使っています。その中で、平成17年度は雪が多かったせいもありまして、当然トラックの数が非常に多かったのですが、以前からやはり当然車が走ってきますと揺れる、それとあと雪捨場でトラックに積んだ雪を下ろすときに、雪が荷台にへばりついており、なかなか落ちないものですから、その段階で音がする。それが日中であればそれほど気にならないのかもしれませんが、夜間というのは非常に音が響くということで、その家がやはり隣接してあるものですから、もう不眠ですとか、非常に耐えられなくなったと。今までは協力的に我慢をしてくれたのかもしれませんが、かなりもう限度で、我慢ができなくなったと。小さな子供もいるという話も聞いておりまして、これはやはり住民の協力を、我々もずっと話をしていたのですが、やはり体の健康とか、そういうものがあるものですから、それ以上はやはり難しいのではと。今も話し合っているのですが、なかなかそういう協力を得られないということで、それでそれに対する方策をいろいろ考えた上で、第2号ふ頭、第3号ふ頭を昨年、雪の多かったときに使わせてもらって、そういう場所を使えないかということで検討しました。

若干遠くはなるのですが、雪捨場というのはやはり一番近くにあればいいのですが、当然それはいろいろな状況にあって場所が変わることも間々あります。以前も北荷の旧交通記念館の近くにもあったのですが、地主から借りて使えるようになったという、そういうケースもございます。恒久的な雪捨場は市で持っていないものですから、やはりその辺はいろいろな状況の中で変わらざるを得ないということもあるということです。

今回については、なかなか今の段階では話が見つからないものですから、今年度は1年間休止をさせてもらって、位置をずらしてやらせてもらいたいと思っています。

小林委員

現在の北浜のその場所、行ってもらえばわかりますけれども、決して住宅地ではないし、住宅がたくさんあるわけでもないし、ほとんど二、三軒、数軒ですよ。2軒ぐらいあるのかな、1軒。もっと管理体制がしっかりしていればこんな問題は起きなかったのではないですか。

例えば夜中うるさいとか、そんな夜中うるさくなるほど雪というのはそんなにあれですか。いやちょっと私、あそこをどうして引き揚げたか、利用する方から言わせると残念だという、これから大変だという感じを受けるから、ちょっとこういう話をさせてもらっていますけれども、やはり管理体制というか、もう少し慎重にしていただけなかったのかなと思うのですが。

建設部長

先ほどの次長の答弁にちょっと加えるところがあります。今、苦情をお話しされている方は、縦貫線の路線の拡張のときに移動していただいた方でございます、その方に今の場所を提供したという状況があるのです。それで、この場所とはもととその道路管理者専用の駐車場、それは今も変わっていませんけれども、そういう中で道路管理者としてはコントロールできるのだけれども、今、それを民間の方がそこに捨てに来られるという状況が多々発生しているのが事実なのです。そういう中で、当然この部分については、振動規制とか、そういった騒音規制とかはありませんけれども、ただ生活しているというようなことを考えたときに、やみくもに規制をしたから、または管理したから音がなくなるというふうにはなりませんので、当然その防音壁をつけるべきなのか、またはその移転を再度お願いすべきなのか、交渉をさせてもらうのだということを前提にいろいろとやったのだけれども、今年の雪捨場の時期までにその解決が見られないということなので、暫定的に休止をしたいということなのです。ですから、将来ともこの場所が使えないということになったのではなくて、交渉する期間中のみ休止をさせていただくということになっています。ただ、第2号ふ頭と第3号ふ頭の間についても、関係団体と暫定で使うというふうをお願いをした経緯がございますので、そういった地権者の方々の事情なりを含めた中で、また第2号ふ頭と第3号ふ頭の関係者との話し合いの中よってのこともありますので、ぜひとも双方同時に解決する方向で今考えていますので、いましばらく御理解をいただきたいというふうに考えてございます。



小林委員

建設部長が言われる防音とか、そんなに大げさなものではないのではないかなど。もっとやはり対応の仕方というか、管理体制がしっかりしていればスムーズにいったのではないのかということだけ申し上げておきます。

貸出しダンプについて

次に、貸出しダンプについてです。

回数の制限をしたり、結果的にはどういう形になっているかということ、それに対して苦情等はないのか。その点、詳しく説明してください。

( 建設 ) 庶務課長

昨年度の貸出しダンプ制度につきましては、例年 3 回まで受けておりましたが、まず 2 回を限度で貸出しダンプ制度を利用させていただきたいということで、回数を制限いたしました。さらに、2 回目につきましては、抽選によるものとし、2 月 20 日に 1 回目の抽選、これにつきましては、2 月 9 日から 28 日までの枠をとりまして、抽選に当たった方から日程を入れていただくというようなやり方をしました。また、それに外れた方、それ以降については、2 月 22 日に抽選を行いまして、3 月 1 日からそれ以降につきましても枠を与えまして、またその中で当たった方から順次日程をとってやるような方式を行いました。

今年の苦情といいますか、一つには、抽選ということが初めての問題だったので、抽選に漏れた方がもうできなくなるのではないかといういろいろな御意見がございましたが、それについては、漏れても日程調整ということで、申しわけないですが、あいている日にちにやってくださいということで御了解を得ております。

また、1 日の枠数を無制限にやってほしいと、自分の希望日にやってほしいという御要望は多々あります。ただ、それにつきましては、市内のダンプ数というものは民間も使いまして限られた台数の中で、市の貸出しダンプに使える台数というものはある程度限られていまして、どうしても 1 日 5 枠から 6 枠、7 枠、今年大雪ということで、特にダンプ協会にお願いしまして、1 日 7 枠をお願いしまして、その中でやらせていただいています。当然、おのずとして 1 日 7 枠以上の希望があっても、それ以上は物理上無理ということで、御理解をいただいております。

また、昨年ありました 1 回目につきましては、例年こういうことはなかったのですが、今年の大雪で、1 回目から受付が殺到してしまっただけです。早い者順でいい場所をとってしまったという御指摘もございました。これについては、平成 18 年度は、1 回目からも抽選によって日程をやっていきたくないと検討しているところです。

小林委員

貸出しダンプについては、私もお年寄りの方から要請を受けて、抽選で漏れて除雪車が入れなくなったということとをちょっと聞いたのです。けれども、今、庶務課長の話では、2 月末、3 月には滞りなく行っていますということとを聞いて一安心です。

今年の除雪に対する決意について

それで最後に、昨年初めて除雪対策を担当された嶋田部長、それにいろいろ除雪の総括という意味で、これから除雪に対して決意と言えば大げさなようですけども、非常に小樽のことを考え、市民のことを考えれば、私は大変重要なポジションであり、今までのやりとりをちょっと聞いていましても、非常にまだまだ、いや一生懸命やっている、そういう理解はしますけれども、まだ本当に市民の声が届いていないというのが私の現実なのです。それで、最後に部長に除雪対策に対する決意を伺います。

建設部長

まず、感想でございますけれども、市民の皆様に対しまして、記録的な豪雪と言いながらも 2,775 件の要望、苦情ということが寄せられてございます。そういった意味では、いろいろな形で御迷惑をかけたことについては反省すべきというふうを考えています。また、それと同時に、貸出しダンプを御利用いただきながら市民の独自の協力なり、砂まきボランティアだとか、そういう形で市民の多くの御協力といったことについて示されたという、さらに

はその除排雪を請け負ってくれたJVの方々の昼夜を問わずの業務の遂行といった点、さらには、その雪捨場として土地を無償でお貸しいただいた法人や個人、たくさんいらっしゃるのです。そういった方々の多くの御協力をいただいたことも事実でございます。そういった意味では感謝をしたいというふうに思っております。

また、今年、私も初めて体験した中で、市内一円のパトロール、かなり数が増えました。これもまた苦情になるけれども、除雪または排雪をした路線に行き帰ってきたらもう雪がたくさん出されてしまうという現実、さらには違反駐車なり夜間駐車があって、入りたくても入れなくて、苦情が多く寄せられたという事実、さらにはその個人なり法人の方が、駐車場なり、そういったところの要は除雪を個々に委託するのですね。その委託業者が、そういった駐車場の雪を道路、歩道にどんどん積み上げてしまい、そういった交通弱者のための歩道の確保ができなくなって、苦情が多く寄せられたというようなさまざまな思いがありました。それについては、私はやはり市民の方々のいろいろな形で懇談会をするなり、連携をとる必要があると強く感じているのが事実でございます。

今年度、こういったその対応をするかということ、若干数を言わせてもらいますけれども、一つとして、やはり市民の方々の連携という点では、こうした夏場からいろいろな懇談会をやって意見を聞いていますので、それをもっと来年度以降も濃密な形にしたいということで、今年実施を始めたというのが1点目。2点目は、ロードヒーティングの段差箇所という点で、やはり総合ステーションに委託したのだけれども、今回1チーム、別に段差解消のみの業者を配するというにしたいと思っています。一方、地域格差という点がございましたので、やはりその管理を十分やってもらうために、4ステーションを6ステーションに増やして管理を充実したいということも実施したいと思っております。さらには、その貸出しダンプについて申しましたように、申し込んだ順に日にちを決めたものを今回抽選に変えまして、公平さを保つということも実施したいと思っております。

さらに、公営住宅の高齢者や障害者の方々の冬対策として、やはり冬道は大変だということがございますので、試験的にオタモイ団地の一部の方に、障害者の方を中心に引っ越しというのでしょうか、そういうものを試行したいということで、今年は14項目について検討し、変更なり、試行なり、さらにはその見直しを実施したいというふうに考えております。そういうことをしながら市民の方の生活確保ということに努めたいというふうに考えてございます。

小林委員

4ステーションから6ステーションにして、市民の要望にこたえていきたいという、そういうことですね。

去年、一昨年は、もう本当に言葉にならない豪雪、特に市民の要望、電話数も何か2,700件でしたか、すごい冬でしたよね。けれども、残念ながらお年寄り、もう冬の小樽には住めない、非常に厳しい意見も出て、やはり小樽を離れる方もいることも事実なのです。非常にこれは政治の貧弱さというか、小樽に住みたいけれども、冬の間の生活がということですよ。これも一つ含めて、行政サービスの低下だけは、本当に財政が厳しい中、皆さん方が検討されているのは理解はしていますけれども、冬のこの生活というのは、お年寄りの独居老人6,300世帯、それからお年寄りの御夫婦8,300世帯を抱えている小樽市ですので、ぜひこれから一生懸命やっていただきたいというのと、それから除雪業者、トラック業者なのですけれども、やはり冬期間仕事がなく除雪に駆けずり回り、これも恐らくあまり利益がない仕事をされているのではないかと思います。その辺は、行政としてやはり業者間との連携というのですか、業者が除雪のためならという、そういう社長もおられますから、そういう温かいおつき合いというか、そういう行政も、また業者育成ということも一つ考えていただきながら進めていただきたいと思っております。

委員長

平成会の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

民主党・市民連合。

佐々木(勝)委員

除雪対策について

私の方は、除雪対策ということで通告しておりますが、ちょっと違った角度で質問いたします。

先ほどから苦情の問題が出ていますが、2,700件近くのその内容について伺います。

(建設)雪対策課長

昨年度の2,775件の要望、苦情等の内訳でございますけれども、第1ステーションから第4ステーション合わせて、除雪の依頼が1,242件、除雪後の苦情につきましては420件、排雪依頼542件、排雪後の苦情37件、砂散布依頼113件、ロードヒーティング調整に関する要望等で7件、あと物損事故について8件、砂箱補充依頼が149件、その他ということで257件、それで2,775件ということです。

佐々木(勝)委員

表面的な部分のですね。それで、今、話の中の部分で、いわゆるそれを受けた後、どういう対応をしていますか。

(建設)雪対策課長

要望を受けまして、直接現地を見て、その除雪の依頼、時期等について、相手等に話している部分と、また排雪につきましては、排雪の予定等について、依頼者に話したり、対応しているところでございます。

佐々木(勝)委員

今話を聞くと、ある程度機敏な対応をしているというふうに受け取ってよろしいですか。

(建設)雪対策課長

電話で話している部分と、直接会って話している部分と、個々に対応しているところでございます。

佐々木(勝)委員

それで、対応者なのだけでも、市の職員が全部それを掌握するということですか。

(建設)雪対策課長

除雪の要望、依頼、苦情等につきましては、窓口として、各ステーションで受け持っている部分、それから本庁の庶務課に来る部分、あと雪対策課に来る部分がございます。本庁と雪対策課等に来られる部分については、各ステーションに連絡をいたしまして、それらの対応についてステーションで行っている状況でございます。また、こういう話の中では、ステーション担当の市の職員について、現地に行って話をしている状況でございます。

佐々木(勝)委員

それで、いろいろな苦情が来るのだと思うけれども、ブロックの業者が対応している割合の方が多いのか、常に職員がブロックの中にいて対応しているのか、聞く声は、除雪は市がやっているのだという感じですから、だから市の職員の対応が悪いと、こういう苦情等が上がってくるというような状況なのだけでも、市の職員はどちらかというとうどういう立場で動くのですか。

(建設)雪対策課長

平成13年度から地域総合除雪ということで、各JVに総合的な管理を委託してございます。そういう面におきましては、まず除雪ステーションの、JVなのですけれども、そこでJVの苦情の処理等がございますけれども、そこでパトロールを行い、苦情等についてはまずJVの方で対応してもらっている状況でございます。

佐々木(勝)委員

だから、そういう面で考えると、そのJVの窓口になったところのいわゆる対応の仕方で相当ばらつきがあるのかなという感じはしています。それで、苦情ばかりの部分というのが多いのだけれども、今回の冬の大雪の中で、激励というか、感謝というか、そういうような声というのは届いているのですか。

(建設)雪対策課長

要望等をたくさんいただきました。これに伴って、その解消された部分につきましては、本当にありがとうございます。

いますと、そういう電話も多々いただいております。

佐々木(勝)委員

だから、きめ細かな対応という部分が、市の職員が出向いていたり、直接いわゆる対応することによって、結果的には信頼といいますか、そういうものが今求められているのだろうという感じはします。

それで、これの話ばかり言いませんので、要望・意見等が上がったことを今年度新たな部分に生かしていくという、こういう部分についてお知らせください。

建設部長

先ほど、小林委員にも答弁しましたが、例えばステーションの地域拡大をすとか、ロードヒーティングの段差解消に、新たに班を組んでやってもらうようにしたとか、さまざまな意見を今できるものから要は実施するというところでとらえております。そういったことで、14項目について見直したとかという形の中で、それぞれ対応したいということ、そういう形で、今、意見を吸収し、実行するという形になります。

佐々木(勝)委員

過日の町会の連絡会議のときにも、建設部長の方からは、今求めているいわゆる要望の中に、やってもらいたいやってもらうではなくて、知恵をかしてほしいと言いましたよね。この内容についてお知らせください。

建設部関野次長

市民からはいろいろな御意見をいただきました。その中では、やはり市民からの提案型の御要望も、先日の懇談会も、言うなれば主に行政がやるのではなくて、市民参加型のこういう御意見が出てございます。その中では当然すぐできるものとできないものがございませけれども、そういう市民からの提案については、ちょっとすぐできないという案もございましたけれども、地域的に難しいという話のものもございましたけれども、市民からのそういう提案型の知恵をかしてもらいながら業者でやって、そういうことについても当然我々は耳を傾けなければならぬと思っております。

佐々木(勝)委員

最後になりますけれども、一番の問題点の部分で言えば、さっき建設部長も話したように、いわゆる雪出し、ごみで言えばルール違反と。ここの部分が、結局地域の中におりてくれば損得勘定になるのです。不公平感が起きてくる。そういうことが渦巻いてくるということになる。だから、毎回セレモニーになって駐車しないように、出した雪は、こういう話も出ますけれども、この辺は課題と言えば課題なのだね。この辺の対策というのは、これはどういうふうに考えているか。

建設部関野次長

市民参加の部分で、今いわばルールというのですか、冬の生活のルールの部分になりますが、雪出しの問題とか、車の駐車、夜間駐車ですけれども、それについては、従前から市の方では、「広報おたる」とかホームページ、さらには説明会、いろいろな機会の中では説明しておりますけれども、なかなか難しい部分があります。法律の中では、車庫法という新しい法律ができて、規制するという方法がございまして、そういうものも含めて、これについては警察、公安委員会と相談してやっている部分がございます。ただ、なかなかすぐその効果が現れるということではないですけれども、やはり根気よくやっていく必要があります。町会の方とも連携をして、当然町会の中でも困っているというような部分がございますので、そのような人たちと連携をして何とかする方法、我々雪出しについてはポスターとかも張っていますけれども、そういうのを張ってほしいという地域の住民からも来ますから、そういうのを組み入れて、少しでも解消するような方向に持っていきたいと思っております。

佐々木(勝)委員

そういう面で考えていけば、学校の場合で言えば、今年の場合は、毎度通学路の安全確保ということを最優先に考えて、それに対して結構やったということが、声がまた戻っていく。規制するということで、ただこうやるだけ

ではなくて、やはりよくできたところの奨励をするというあたりが大事なかなと思う。この問題については、季節になりましたらまたやりたいと思います。

病院事業会計について

それでは次、病院事業会計について何点かお聞きいたします。

昨日も各部の事業展開についての評価と総括にかかわって話を聞かせていただきました。病院事業会計については、非常に課題や問題が多い中で繰り出していっているというのが現状だと思いますけれども、それでまず順番にいきます。

2005年度の患者動態と収益の結果、これについてわかりますか。

( 樽病 ) 総務課長

平成17年度の患者動態と収益についてですが、まず患者数につきましては、入院患者数が19万6,454人で、前年度と比較しましてマイナス6.9パーセント、外来患者数につきましては25万7,032人で、前年度に比べましてマイナス12.8パーセントとなっております。

収益につきましては、入院収益では59億4,200万円で前年度に比べましてマイナス4.2パーセント、外来収益につきましては32億5,000万円で、マイナス6.7パーセントとなっております。

佐々木(勝)委員

これは大きい数字ですね。

それで、二つ目に、患者総数及び医事に係る収益の減少の傾向を数値で示してください。

( 樽病 ) 総務課長

まず、収益の傾向からいきますと、ここ3年でいきますと、入院収益につきましては、平成15年度が67億8,900万円、16年度が62億100万円、17年度が59億4,200万円、外来収益につきましては、平成15年度が35億8,500万円、16年度は34億8,200万円、17年度は32億5,000万円です。あと患者数につきましては、入院の延べ患者数ですが、平成15年度が22万640人、16年度が21万972人、17年度は先ほども述べましたが、19万6,454人、外来につきましては、平成15年度が32万9,264人、16年度は29万4,758人、17年度は25万7,032人となっております。

佐々木(勝)委員

結論から言えば、どんどん減る傾向ですね、収益も下がっている、そういう結果ですよ。それで、そうなる要因といいますか、その辺はどういうふうには押さえているのか。

( 樽病 ) 総務課長

最近の傾向で申しますと、やはりこの患者数、医業収益の減少につきましては、医師の減少というのが一番大きな原因と考えておまして、例えば平成15年4月と16年4月ではほとんど同じなのですけれども、平成16年と17年の4月で比べますと、両病院合わせて10人ほど減ってきております。それが一番大きな要因と考えています。

佐々木(勝)委員

下がるその要因というのは、それぐらいしかないのですか。

( 樽病 ) 事務局長

いわゆる外来患者、入院患者の減少の要因というのは、これは基本的には、従前からなかなか人の動きですからつかめないという部分があるのは事実です。ただ、今、課長が言いましたように、私は平成15年度に来ましたけれども、この後、私に来てからどういうわけか医師の退職が多くて、補充されない、これはもう明らかにそういうふうな減少が起きているということは皆様御承知のことと思います。

それともう一つ、数字的に言いますと、医師が1人入院患者を診られるのは大体20人とされているのです。1人の患者が年間1,200万円ぐらいです。そうすると、20人だと2億4,000万円ぐらいです。これは、明らかに数字的に過去5年ぐらい見ますと、1人当たり大体内科の医師ですと2億円から2億5,000万円ぐらいの収益を上げますか

ら、そういった意味では、ここ3年、先ほど数字を示しましたが、明らかにその傾向が出ているということでもあります。

佐々木(勝)委員

だからなお、昨日もやりとりしていますけれども、医師の確保というのは喫緊の課題というふうに押さえているという、これは全体の認識だというふうに思います。昨日も、医師の確保には自信ありますかと、こういうふうに聞いたのですけれども、その辺はどうですか。

(樽病)事務局長

昨日も、ここ当面のいろいろな問題点、臨床研修医制度の問題とかを話しましたので、今日は話ませんが、いわゆるここ当面の考え方としては、非常に厳しい状況にあるということは、これは改めて言わなければならないと思うのです。ただ、これが全く1人も2人も確保できないかといいますと、これは昨日も言いましたように、医局、大学の方に出向いてお願いするという動きは常にしていかなければならないし、今の院長が常にしております。そういった意味では、1人でも2人でもとにかく医師を確保するというところで、いわゆる収益の改善は一定程度図れるだろうと思っております。ただ、私が1人や2人とやっているのは、それでいいということではなくて、今の医師が確保できない、補充できないという状況は、現在いる医師にいわゆる過重な労働を強いるということにもつながるわけですから、そうすると新聞等で御承知のように、いわゆる江別市のような、私も新聞報道しか見ていませんけれども、いわゆる医師が疲弊して、やはりやめていくという状況はいろいろ新聞報道でも出ていますので、そういう意味では、1人2人とやっているのは、厳しい現状の中ではそういうふうな切実な気持ちだということが一つと、それで満足することではなく、小樽病院の場合、今の法定定数は37人ですけれども、今28人しかいませんから、できるだけ少しでもそこに近づける形で医局の方をお願いしていくということが非常に大事だと、今いる医師を確保することも常に考えていかなければならないというふうに思います。

佐々木(勝)委員

よく言いますよね、質の高いというか、高望みしないという、その意味がちょっと違うのだけれども。やはりいい医師のところには患者も集まってくる。だから、それは常識だというふうに思いますけれども、ただ集めればいいという問題でもないというふうに思いますけれども。ここのところは、やはり我々が個人的に考えても、前、私が特別委員会に入っているころ、小樽だからできる病院というか、小樽らしい病院をつくりたいと、こういう市長のお話を聞いたことがあります。そういう面で考えれば、質、量とも本当にすばらしい病院づくり、これが望まれるのではないかとこのように思います。

それで、先に行きますけれども、昨日もちょっと聞きました、平成17年度の重点事業の中で。先ほど言いましたように、この医療の質と患者サービスの向上というのは、これはもう不可欠な条件だというふうに思います。それに向けた取組というのは、昨日若干聞いたことに当てはまるのかなというふうに思ったので、この取組状況をお聞かせください。

(樽病)総務課長

医療の質と患者サービスの向上についてですが、まず両病院で取り組んでいるものから先に説明いたしますが、一つは、病院機能評価の取得を昨年の9月から取組を始めております。これにつきましては、今まで我々が患者に提供してきた医療サービスを見直して、改善すべきことは何かというものを把握しまして、それを今後患者に良質な医療を提供していくということで、職員の意識改革と経営の効率化を推進するというところでやっております。

あと次に、医療連携室の立ち上げですが、これは市内とか市外の病院、診療所と連携を図って、患者の受入れ、また逆紹介をスムーズに行って、患者の生活の質の向上と、さらには患者を紹介してもらおうということによって病院経営の改善を目指していきたいということで、既に小樽病院では4月から立ち上げてやっております、二病では、来年の4月からやりたいというふうに考えております。

次に、7対1入院基本料の取得ということですが、これにつきましては、入院患者の入院基本料という診療報酬の収入ですけれども、これが今年の4月から診療報酬改定で、新たに7対1入院基本料という最も点数が高い、収入が上がる基本料がのってきました。それで、これにつきましては、第二病院では既に6月から、小樽病院では10月分の収入から適用されることになっております。これにつきましては、二病では月額800万円、樽病では月額2,000万円ということで、非常に大きな収入影響を与えておりますので、これらについての取得も行ってあります。

そのほかに、個別には、小樽病院では、予約外来というのを昨年の11月から既に実施してありまして、患者の待ち時間を短縮するというサービスのために予約外来を実施している。それと、患者向け新聞も、今年の1月から発行しております。これは、待ち時間にそういうのを読んでいただくと、身近な病気や健康の話だとか、今病院で何をやっているかというのを患者に理解してもらおうということで、既にやってありまして、年4回発行する予定であります。あと、受持ち患者制の導入ということで、これは今年の8月からやっておりますが、1人の患者に対して1人の看護師がその看護に責任を持つということで、患者を継続的な視点で看護し続けるためのサービスの必要向上を図るということで、8月から実施しております。そのほか、今年の9月には、患者の満足度調査というものを実施いたしました。これは、入院・外来すべての患者につきまして、看護についての満足度調査を実施しまして、この内容によって今後の看護の質の向上に向けた活動にフィードバックさせまして、満足度の向上を図ってきたいというふうに考えていまして、また来年の2月に実施する予定です。

あと、第二病院では、昨年の6月に、受付窓口のオープン化をしました。今まで、窓枠とか、ガラスとかというのは枠があったのですが、それを撤去して、より患者に密接な形で接して、スムーズに会話などができるように改善を行っております。そのほか、第二病院なのですが、相談窓口の設置ということで、今までは事務局の中で行ってありましたが、専用の相談室を設置しまして、患者のプライバシーに配慮しております。そのほか、循環器の医師を、今年の6月から1名増員いたしました。それによって外来診療が回数を増やしたほか、手術とか検査もスムーズに行っております。そのほか、病棟看護師の体制強化ということで、これは今年の10月から、第二病院の病棟の一部で、今まで1名の主任だったのを2名体制にしたということで、充実を図っております。そのほかにもたくさん改善を行っておりまして、今後も市民の皆様にも良質なサービスを提供していきたいと考えております。

佐々木（勝）委員

この質問に、収支改善にどのような努力をしているかと、こういうことをぶつけたときに、今の回答が来るのでしょうか。

（樽病）総務課長

はい。

佐々木（勝）委員

最後に、その収支改善の部分、営業努力について説明してください。

（樽病）総務課長

今、いろいろ改善事項を述べましたけれども、基本的には収支改善に向けてやっております。そのほか、医療サービスの向上と両方を兼ね備えてやっております。

佐々木（勝）委員

この分の病院事業会計については、平成17年度の決算を踏まえて、いましばらくは第二病院も小樽病院も続いていくわけですから、十分そのところは収支改善が図れるような努力を期待したいというふうに思います。

今後の市政執行に向けて

それで、最後になりますが、この決算特別委員会では、財政上の問題からいろいろと議論をしながら、現在小樽市が置かれている財政事情も踏まえてやりとりさせていただきました。単刀直入に、この単品単品でこういうやり方をしないで、私の方で総括的に市長の方にお伺いをしたいというふうに思います。

まず、この決算特別委員会で詳細が明らかになった本年度の一般会計及び特別会計決算は、形式収支という表現で押さえますと、一般会計において14億332万7,000円の収支不足を生じ、特別会計において8億1,036万7,000円の剰余金を生じた結果、一般会計及び特別会計の合計で5億9,296万円の収支不足を生じた。また、一般会計において、既に収入特定財源538万6,000円を翌年度へ繰り越す必要から、実質収支額は5億9,834万6,000円の赤字決算となったということ、この間のやりとりから確認しました。

また、本年度の財政状況は、一般会計において、市税収入や地方交付税の伸びが見込めない中で、歳出面では、さらなる職員給与の削減や事業の厳選などによって歳出抑制を図って、歳入面では、他会計からの長期借入れやまちづくり資金からの借入れによる財源対策を講じたものの、当初から3億9,200万円の財源不足を生じ、昨年度に引き続き大変厳しい予算編成となったこと。加えて、昨年度の赤字額11億7,977万5,000円を引き継ぐ中で、収入確保対策によって財政効果を上げることができたが、周知のとおり、記録的な大雪による除雪費の増加やアスベスト対策の計上など、支出増となったことや、市税や地方交付税が当初の見込みを大きく下回ることにより、2年連続の赤字となったと、こういうふうによりとりをさせていただき、確認しました。

さらに、なお財政構造の問題について触れさせていただきました。財政部長の方からも答弁があったのですがけれども、経常収支比率や財政力指数は、若干上向いているというかな、いい傾向になっている部分も見られたと、こういう状況になっているが、しかし依然として厳しい状況にあることも確認しました。

それからまた、市長の方にお伺いしたのですがけれども、本当に今までだれも経験したことのない少子高齢化がどんどん進んでまいります。そういう中であって、人口減の問題、それから市税収入の伸びがないなどの厳しい財政運営を迫られていると思います。俗に言います、予算、金がなければ知恵を出す、これは市長とも話の中に一致できる点があったなというふうに思っておりますので、今それが求められているのではないかというふうに思います。この点についての市長の市政執行に当たったの総括、これと今後に臨む新たな決意を伺って、私の質問を終わります。

市長

今、平成17年度決算にかかわっている御指摘がございましたけれども、17年度におきましては、一応市民の皆さん方にも一定の御負担をいただきながら、さらには職員の給与の削減、こんなことにも取り組みまして、歳出の方においては一定程度の効果を出しているわけですがけれども、今も御指摘があったように、市税収入がなかなか伸びないという中で、歳入面で伸びない。結局、歳出は削っているけれども歳入も増えないと、こういうような状況から、17年度決算、結果として約14億円の赤字決算となったわけでございまして、これまでにまた今言ったようなほかに特別な要因として、当初予想できなかった大雪の問題とか、いろいろあったわけでございますけれども、2年連続の赤字決算というのは、大変重大なことと受け止めております。

しかし、厳しい状況の中で、ここでは住民との協働といいますか、市民等の協力をいただこうということで、決算説明書にも民間活力事業ということで整理をさせていただいて記載しておりますけれども、高齢者の自主的な社会参加を目指したこの「杜のひろば」とか、あるいはまた子育て支援策として進めた「つどいの広場」、さらには銭函地区での「げんき いん ぜにばこ」とか子供の居場所づくり、さらには望洋台のサッカー・ラグビー場で芝を守ろうという、そういう取組がありまして、市民が約700名、芝を守ろうということでお手伝いをいただきました。こういったことで、非常にたくさんの多くの事業の面で市民等の御協力がいただけたというふうな感想を持っております。

いずれにしても、本委員会でいろいろな議論もございまして、これからのこの市政に臨む新たな決意ということであれば、やはり何といってもこの財政再建が一番だろうというふうに思っております、残された任期、月並みですがけれども、全力投球をしていきたいと思っております。



委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

---

菊地委員

国民健康保険事業会計について

国民健康保険事業会計でお尋ねしたいのですが、この数年、国保会計は黒字になって、累積赤字が解消されてきています。この決算特別委員会の中でも、資格証の交付について報告がありましたけれども、国保料の納付に困難を来して、短期証や資格証交付になっている人もなかなか減っていかないという現状の中では、この累積赤字の解消を一部ストップして、黒字になった分を国保料の軽減に回すということはできないものなのでしょうか。お尋ねします。

(市民) 保険年金課長

平成17年度の国保会計につきましては、歳入総額が195億円ほどで、歳出総額が186億円余りで、差し引きしますと8億6,800万円ほどの数字になるのですが、この数字につきましては、16年度の実質収支が8億9,300万円ほどあったということで、単年度収支で見ますと、2,452万円ほどの赤字となっております。17年度におきましては、一般会計からの借入金の3億9,000万円ほどの繰上償還をしておりますので、実質単年度収支では約3億6,584万円の黒字となったところでございますが、国保会計では、16年度末におきまして、31億9,400万円ほどの累積赤字を抱えておりまして、ここの部分が一般会計からの借入金で対処しております。この累積赤字を何とか解消したいというような形で、17年度で3億9,000万円ほどの繰上償還をしたものであります。やはり17年度末では、28億円ほどの多額の累積赤字を抱えており、やはり厳しい状況には変わりございません。国保としましては、単年度収支の黒字化を確保しながら、累積赤字の解消に努めていきたいと考えておりますので、保険料の値下げというのは現状ではなかなか難しいのではないかと考えてございます。

菊地委員

病院事業会計は、一般会計からルール分以外の持ち出しをしますよね。国保会計の赤字解消を全くゼロ円ということではないのだけれども、黒字になった部分の一部を返しながら一部は保険料に充当できないかということを考えるのですけれども、国保会計だと、ずっと赤字だったときには一般会計からの借入れがどんどん増えるということは、そういうことを認めながらも、今黒字になった時点で考え方を、基金の積立てに一部を回すぐらいの考え方にしながらそういうことはできないのかなと思うのですが、その病院事業会計にルール分以外に繰り出ししながら、国保会計だとなぜそういうことができないのかと、私は思うのですが、その辺はいかがですか。

(市民) 保険年金課長

先ほども言いましたように、28億円ほどの部分につきましては、一気にその赤字があったわけではなくて、年々その保険料と支出・収入の部分の赤字が生じてございます。それで、先ほども言いましたように、28億円ほどの累積赤字と申しますと、10万都市以上の中では断トツに小樽が1人当たりの赤字額の金額が大きいもので、先ほども言いましたように、国保特別会計といたしましては、保険料を下げたいという気持ちは十分あるのですが、先にその累積赤字の解消、単年度の黒字化を目指しながらその累積赤字の解消、それが最重要課題かなと、そのような形で考えてございます。

菊地委員

昨日の決算特別委員会でも、病院事業会計の今後の処理の仕方で審議になっていたのですけれども、今の国保会計の赤字再編で、一般会計から借りては返すという一時借入のそういう操作をしているのですけれども、国保会計そのものは今後どうなるのでしょうか、病院事業会計と同じような取扱いになるのでしょうか。

( 市民 ) 保険年金課長

国保会計におきましては、今委員がおっしゃいましたが、累積赤字相当分を埋めるために、4 月、5 月の出納閉鎖期間中に、新年度の一般会計から借入れをしまして、前年度の一般会計に返済する、このような処理を従来から続けておりました。ただ、今回、夕張市の不適切な会計処理の発覚を受けまして、小樽市の部分も一般会計と国保会計の間で年度をまたがる貸付け、返済は、透明性の確保のために是正が必要と指摘を受けておりますので、平成 18 年度決算からは、過去にやっておりました繰上充用というような形の対応になるのかなと、そのようなことで考えてございます。

菊地委員

国保会計の中での繰上充用というふうになって、赤字というふうになってくると、今度はなかなか会計上も黒字にはなっていないですね。そうすると、国保料軽減に使えないものかという要求が、ますます遠のいていくのかなというふうに思っているのです。私の方は、国保それから介護、そういう社会保障については、国がきちんとというか、現状よりももっとこの会計に国のお金で充当していただきたい、そのことが次だということを要求しています。たぶん全国市長会でも、そのようなことについてはこれまでも、これからもまた要求していただけるものだと思っているのですが、基金のあるところでは、1 世帯 2 万円軽減策をとったとかというニュースがこの間伝わってくるものですから、私どものところになかなか地方税の支払いが困難だという相談が寄せられるたびに、せめてそういう世帯については具体的な援助の手が差し伸べられないものかなということをいつも考えているわけです。

平成 18 年度の決算についてはこれからですけれども、先日、補正予算が出たときにも、また黒字になるのではなからうかという予測も見えるものですから、赤字を解消しながらおかつ保険料の軽減、両方の手だてについて何かよい方法を考えられたら、そういうこともぜひ検討していただけたらということをお願いしたいのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

( 市民 ) 保険年金課長

確かに委員がおっしゃることもわかるのですが、このような場合、保険料と医療費の関係を見ますと、道内の主要都市の中では、医療費の金額というのは、全道 10 万以上の都市ですが、道内 10 市の主要都市の中では一番高い状況が平成 17 年度の実績でございます。ただ、それに対しまして、保険料のことにつきましては、その 10 市の中では 7 番目と、下から数えて 3 番目と、そのような形で、決して保険料自体は高くはない。ただ、その保険料自体もそれぞれの措置の所得階層とか、そういうふうな方にもよりますので、そこの占める比率というのですか、その部分によってはちょっと本人負担の割合というのですか、負担の比重という、そこの部分はちょっとあるかもしれませんけれども、決して保険料自体は高いものではないという形で認識はしてございます。そういうふうな中で、先ほど言った、保険料をどうしても払えないと、そのような方につきましては、国の方では法定で 7 割・5 割軽減の措置もありますし、私どもの方でも、市の独自減免の部分で、保険料の軽減策を持っていますので、そこらを使いながら、そのような個々に対応して、できるだけ市民の方を向きながらやっていきたいということは考えております。

新谷委員

財産収入について

それでは、私の方から、財産収入についてお伺いします。

平成 16 年度の決算と比較して、17 年度は予算現額、収入済額でも 1 億円以上の違いがありますが、そして 17 年度はプラスになっておりますが、この主な要因について説明してください。

( 財政 ) 中田主幹

財産収入でございますけれども、平成 16 年度の収入額は 2 億 6,008 万円でございます。17 年度でございますけれ

ども、決算期が4億2,468万8,000円となっております。その差は、1億6,460万8,000円の増となっております。この要因でございますけれども、一番大きいのが、蘭越町の山林を売却したことがあります。売却額は2億7,520万円、これが売却金として上がっていること。それと二つ目に大きいものとしたしましては、有価証券の売却でございます。小樽都市開発公社の解散、清算に伴いまして、有価証券の売却収入が、17年度で1,593万3,000円でございます。それともう一点、貸地料で前年度と比較しますと、約1,135万円ぐらい増えています。この部分につきましては、手宮所在の新たな貸付地4,000平方メートルほどですけれども、その部分の収入が増えたものでございます。

新谷委員

それでは、項目に従ってお聞きしたいのですが、2番目のその貸家料とありますよね。これは2件となっておりますが、どこに貸して、それぞれ1平方メートルの単価についてお示しいただきたいと思えます。

( 財政 ) 契約管財課長

一般貸家の件の内訳ということでございますけれども、まず1件は旧第一銀行、これは市道浅草通線のエキサイ会病院の下隣にございますけれども、そこの旧第一銀行の土地建物をミユキ販売株式会社に賃貸してございます。それともう一件ございましたけれども、旧石山中学校を北海道ガス株式会社に、平成16年5月から平成17年12月まで貸出しをしてございます。

それぞれの平方メートル当たりの金額ということでございますけれども、まず旧第一銀行の方でございますけれども、そちらの方は、年額で1平方メートル当たりでございますけれども、土地で6,030円、それから建物、これは消費税を含みますけれども、912円というふうになっております。それから一方、旧石山中学校の方でございますけれども、1平方メートル当たりの年額で、建物は1,547円、それから土地は653円となっております。

新谷委員

その次に、決算説明書の83ページの配当金について伺いたいのですが、平成16年度と比較して下がっていると思うのですが、この下がったわけというのはどういうことでしょうか。

( 財政 ) 中田主幹

下がった要因、配当金で前年度と比較いたしますと、66万3,000円ほど下がってございます。この部分につきましては、マリンウェーブ小樽からの配当金が前年より下がったことによるものでございます。

新谷委員

そのマリンウェーブ小樽についてちょっとお聞きしたいのですが、今回の第3回定例会に、マリンウェーブ小樽の決算報告がされております。このマリンウェーブ小樽は、小樽市が1億5,300万円ですか、出資しておりますけれども、株で何パーセントなのですか。

( 港湾 ) 企画振興課長

51パーセントでございます。

新谷委員

その内容なのですが、その中で、出向者負担金とありますが、これについて説明していただきたいのですけれども。

( 港湾 ) 企画振興課長

平成17年度の出向者は、ヤマハ発動機からの3名でございます。内訳につきましては、1名が年額900万円、ほかの2名がそれぞれ499万9,200円で、合計1,899万8,400円となっております。これには、会社側が負担する社会保険料等も含まれている額となっております。現在、この3名がいるわけですけれども、このうち1名につきましては、今年度9月に既に引揚げをしております。修理部門の直営のために2か年で予定しておりました派遣増員の1名につきましても、18年度で廃止する予定をしておりますので、19年度からは1名になる予定でございます。

新谷委員

このマリンウェーブ小樽のことについては、共産党が前から何回か質問をしてきたのですけれども、この出向者について、ようやく頼らなくてもできるようになったのかなということでは、人件費の削減ということも含めて言ってきましたので、それは少し改善されたのかなというふうに思います。

次に、地代・家賃について、これはかなり大きなお金です。3,275万5,264円なのですが、この内訳を示してください。

(港湾)企画振興課長

まず一つは、センターハウスの家賃が2,192万4,000円でございます。そのほかには、市が貸付けをしております用地占用料等で1,083万1,000円で、合計3,275万5,000円となっております。

新谷委員

その家賃なのですが、1平方メートルの単価は幾らですか。

(港湾)企画振興課長

1平方メートル当たり月2,770円となっております。

新谷委員

ちなみに小樽市が総合サービスセンターの用地を中央バスから借りておりますが、ここの単価は幾らですか。

(市民)総合サービスセンター所長

総合サービスセンターで借りております用地ですけれども、1平方メートル当たり、月2,382円となっております。

新谷委員

この場合の家賃の決め方はどうされているのですか。

(財政)契約管財課長

一般的な普通財産の貸付けのケースで話しますけれども、これは土地・建物とも同じ計算になりますけれども、基本的には固定資産税の評価額の相当額、これに料率というものを掛けまして、この料率というのは年率でございますけれども、住宅用で4パーセント、それから併用住宅用で5.5パーセント、非住宅用で7.0パーセントで普通財産貸付料については計算してございます。

新谷委員

そうではなくて、今総合サービスセンターについて聞いたのですけれども、その取決め、今、小樽市のやり方を聞きました。逆に借りている場合は、何か取決めがあるのかということなのです。

(市民)総合サービスセンター所長

それについては、具体的に、昭和63年に初めての契約をしているのですけれども、その段階で恐らく平方メートルだとか、そういった形も勘案して計算しているとは思いますが、当時の記録が残っておりませんので、申しわけございませんけれども、内容についてはわかりません。

新谷委員

このマリンウェーブ小樽の経営改善については、先ほども言いましたけれども、私たちが何度か指摘してきたところなのですけれども、平成15年度まで配当がなく、16年度からようやく配当金がついたのですけれども、17年度のこの経営状況を見ますと、ちょっと利益が落ちているという中でもっと改善すべきことはないのかなというふうに思うのです。そうした場合に、地代、家賃というのも16年度の決算から見たら、私の計算が間違いなければ17年度は、80万9,324円かかっております。そういう点、それから1平方メートルの単価を考えても、ほかよりもというか、小樽市がその中央バスから借りている分よりも高いですし、逆にその小樽市が貸している方から見たら非常に高いわけです。それで、マリンウェーブ小樽のこの家賃、地代は小樽市のルールに従ってやっていますからいいのですけれども、家賃についてもう少し下げてもらって、この経営改善に努力できないのかというあたりはどうでしょ

うか。

( 港湾 ) 企画振興課長

施設の構造上、公共的スペースが広いなど、確かに単価としては割高になっているとは考えておりますけれども、現在マリンウェーブ小樽は、建物全体の管理の委託ですとか、貸しホール業務の委託、そういったもので歳入の増に努めるほかに、テナントの入居者などが増えたときには、貸主と話をし単価の見直しがされるようにというような話合いも実施しておりまして、経費の節減が図られるよう努めている状況ではございます。

新谷委員

そういう点で努力されていると思うのですが、やはり世間並みというのか、ほかの方と比べてもちょっと高いような気がしますので、その辺も経営改善をしていただいて、ぜひ、1億5,300万円も出資しているわけですから、本来私たちはこういう出資金については、いつも第1回定例会で売払いをして小樽のこの市民生活応援のために使うという提案をしているのですが、この辺では売払いが難しいのかどうか分かりませんが、そういう点もありますけれども、いずれにしてもこの経営内容をもっと改善していくために努力していただきたいと思うのです。そういう会社側としての努力もありますが、家賃のところも気になるのですが、これ以上下げられないのでしょうか。

( 港湾 ) 港湾振興室長

この家賃、今、説明しましたように、いろいろな経過、基本的には民間同士が話合いで決めていることではございますけれども、今、委員の御指摘がありますように、三セクといえども私どもの出資もある会社でございますので、常日ごろいろいろな状況はお聞きしておりますけれども、また加えて常に経営改善の方向で進めていただくように、まずは私どもからも機会を見て話をしてみたいと思っております。

新谷委員

その点、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、81ページの市街地再開発事業の施設建築物貸付料、この公共プラザは1平方メートル当たり幾らなのですか。

( 建設 ) 庶務課長

この公共プラザにつきましては、駅前第2ビルの2階の部分でございます。貸付料ということで316万6,577円あります。1平方メートル当たり1日73円の貸付料となっております。

新谷委員

これはただ地面だけのお金ではなくて、共益費も含まれているんですね。

( 建設 ) 庶務課長

共益費というのは市が払うもので、あくまで占用料として使う相手方から73円をいただいております。

新谷委員

わかりました。

今も言いましたけれども、小樽市が貸す場合には、規則で貸しているということですが、その企業が自分の利益のために小樽市から借りる場合には、もう少しその辺を変えて、もう少し単価を高くして貸せないのか、その辺はどうでしょうね。少しでも財政に寄与するように、いかがなものでしょうか。

( 建設 ) 庶務課長

公共プラザに関しましては、商業の発展ということで、商店街の方々に対しては、減免措置ということで配慮を行っております。

新谷委員

ちょっと私の聞き方が悪かったようです。北海道ガスなり、そういうところを、大きな会社ではもっと高く単価

を上げてもいいのではないのかなというふうに思ったものですから、そういうところに関しては、その点ではどうでしょうか。

( 財政 ) 契約管財課長

確かに北海道ガスに 2 年ほど貸して、2,000 万円近い収入を得たということで、そういった考えも当時はあったかと思えます。ただ、この普通財産貸地料の関係で言いますと、そのいわゆる民間、一般の市民の方が市の土地を借りている場合にも当てはめてというふうにございますので、なかなか一概にはそういったことは難しいのかなというふうに考えております。

新谷委員

そうですね、一律ということでは問題があると思えます。ただ、やはりそういう営業のために借りている場合にはちょっと考えるべきではないかなと、これは私の考えです。

財産売払収入について

次に、財産売払収入に移りたいのですが、平成 15 年度から見ましたら、3 年間でだんだん増えていっています。この比較を教えてくださいたいのですが。

( 財政 ) 中田主幹

土地の売払収入を申し上げますと、平成 15 年度は 6,235 万 5,000 円、16 年度が 1 億 6,842 万 3,000 円。まず、この 15 年度から 16 年度の増分、約 8,000 万円ほど増となってございますけれども、この分につきましては、桃内の現在焼却場の用地、これを一般会計から北しりべし廃棄物処理広域連合に約 1 億円で売り払っております。それと職員会館の売払いが 3,600 万円ほどございました。それと今度、17 年度の土地売払収入は 8,037 万 8,000 円になってございます。これは、今の 16 年度の桃内とか職員会館の売払いが前年度にございますので、その分で 16 年度を引きますと、17 年度は 8,800 万円ほどの減となっております。

新谷委員

今、土地のことだったのでございますけれども、財産売払収入全体と言ったのです。土地は、少し下がったりしてございますけれども、財産売払収入が全体で増えています。その比較を聞いたのですけれども。

( 財政 ) 中田主幹

申しわけございません。財産売払収入全体で言いますと、平成 15 年度が 6,520 万 9,000 円、16 年度が 1 億 7,314 万 3,000 円になってございまして、この増分につきましては、先ほど話しました桃内の焼却場と職員会館の売払いが主に増となっております。それと、17 年度の財産売払収入は 3 億 1,567 万 8,000 円となっております。これは前年と比較すると、1 億 5,253 万 5,000 円の増となっておりますけれども、これにつきましては、先ほどもちょっと話しましたけれども、蘭越町所在の山林の売却、それと小樽土地開発公社の解散、清算に伴います有価証券の売払いの増となっております。

新谷委員

平成 17 年度の土地売払収入の中で 1,365 万円ほど残っていますが、これは売れない土地があったということなのですか。

( 財政 ) 契約管財課長

不動産売払収入のことでございますけれども、この中に契約管財課が扱ったもののほかに道路敷地など他部の所管にかかわるものもございまして、分類としては契約管財課にかかわる部分になりますので、私の方から答えませんが、平成 17 年度は貸付地、遊休地の売り払いということで、当初貸付地借受人の方から、購入するという感触を受けておりました。それで予算要求の段階で上げましたけれども、残念ながら買っただけなかったとか、あるいは蘭島の遊休地を価格公示売却をいたしましたけれども、結果として希望者が出なかった。それから、そのほかに遊休地を 4 件ほど売却してございますけれども、土地価格が評価減により減少したこと、あるいは測量によ

る面積減少、こういったことが減少の要因となったものでございます。

新谷委員

なかなか売りたいと思っても売れないという状況のようではございますけれども、ちなみに現在売り出している土地・建物は、どんなものがあるのですか。

（財政）契約管財課長

現在ということであれば、特に今はございません。ただ、平成18年度で言いますと、昨年17年度で売れなかった蘭島の土地が売却できましたし、それから花園の消防の車両整備工場の隣接地、それと消防署の旧真栄出張所、この2件が一般競争入札によって今年度は既に売却してございます。

新谷委員

だんだん市の持っているものが売れてしまって、幹しか残らないということはないとは思っておりますけれども、財政再建推進プラン実施計画の中に遊休等資産の売却ということを掲げています。それで、今後、公有財産の台帳を見れば、こんなに厚い中にいろいろ書かれているのですけれども、財産売払いで考えているものというのは、どういったものがあるのですか。

（財政）契約管財課長

まず、財政再建推進プラン実施計画の中で、「 ．資産、ストックの有効活用」、その中の「 2 ．遊休等資産の有効活用」ということで、その中には旧市民部の分室ですとか、旧事業内職業訓練センターが位置づけられておまして、旧市民部分室については、平成19年度の売却を今目指しているところでございます。

新谷委員

それで、それによる財政効果というのは、どのくらい見込んでいるのですか。

財政部長

今申し上げました案件については、あくまでもこれから一般競争入札に付するというものでございますので、所定の不動産鑑定評価をやって、庁内で手続を踏んで、そして入札ということになりますので、具体的に幾らということは、今の段階ではわかっておりません。

新谷委員

感染症の予防対策について

次に、保健所に伺います。感染症の予防対策なのですけれども、この中で特に心配されることについて伺いたいのですが、感染症でH I V、いわゆるエイズの感染者が日本でふえております。そして、この事務執行状況説明書の中でも、年々その相談が増えているという情報が書かれていますけれども、今のH I Vの実態について、日本国内あるいは小樽の実態はどうか聞きたいのですけれども、教えてください。

（保健）健康増進課長

H I Vの感染者の数でございますが、過去3年で報告いたしますと、平成15年が640人、それから平成16年が780人、平成17年が832人ということで、増加傾向にございます。また、小樽での感染者は見られておりません。

新谷委員

これは高齢になって出てくるという場合があるので、今の時点でどうかということとはちょっとわかりにくいのではないかと思いますけれども、その中で10代、20代で増えているということも聞いているのですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

（保健）健康増進課長

10代で感染して、20代で発病するというのが通常の例と言ったらおかしいのですけれども、そういう方もいらっしゃるのですが、10代での感染の数というのは増えているというふうを考えております。

新谷委員

それで、相談件数なのですが、平成17年度は109件で、血液検査が88件でした。この3年間、15年度、16年度と、どういうふうに変化しているのか、教えてください。

(保健)健康増進課長

相談件数でございますが、平成15年度におきましては53件、16年度が76件、17年度が109件でございます。

また、血液検査件数でございますが、こちらの方は、平成15年度が41件、16年度が59件、17年度が88件でございます。

新谷委員

そういうふう相談件数、血液検査の数も増えているわけですが、逆に講演は減っております。この講演はこの3年間でどういうふうに取り組みられたのでしょうか。

(保健)健康増進課長

講演の件数でございますが、学校またはPTAとか、父母会とか、そういったところからの希望によりまして、こちらの方で出向いて、健康教育等をやっているような状況でございますが、件数については、例えば平成15年度ですと15回、16年度ですと13回、17年度が11回ということで、若干減っているような数でございますが、ほぼ同じような形で推移している状況でございますが、1回に参加される人数が多いときと少ないときがありますので、その辺の状況で減っている状況もございます。

新谷委員

回数についてお聞きしたのですけれども、参加する人も減っておりますよね。平成15年度が私の調べですと3,383人、17年度は、その3分の1にも満たない数になっています。いろいろ心配だから相談を受けたり、血液検査なんかもあると思うのですけれども、もっと講演などを逆に増やしていく必要があるのではないかなと思うのですが、いかがですか。

(保健)健康増進課長

御指摘のように、当然増やしていくことは必要でございますが、平成15年度については3,300人程度なのですが、このときは、一つの高校で全校挙げて参加をされたという形の人数が特徴的なもので見られまして、中学校とか高校でも1学年、それから2学年だとか、そういった単位でやっているところがございますので、若干の差はございますが、引き続いて啓発等に努めていきたいと思っております。

新谷委員

この啓発は、何人ぐらいで行っているのですか。

(保健)健康増進課長

研修につきましては、医療主幹を中心として、1名または2名で研修へ行っております。

新谷委員

医療主幹とおっしゃると、医師ですか。

(保健)健康増進課長

医療主幹は、医師でございます。

新谷委員

その医師のことでちょっと心配なのですけれども、担当されている医師は、介護保険の地域包括支援センター準備室にも行っているということで、忙しすぎてできないのではないかなという心配があるのですけれども、いかがでしょうか。

(保健)健康増進課長

日程等は調整いたしまして、申込みをされる方、また、こちら医療主幹の方、又は保健師含めまして調整をさせ



ていただいて実施するような形になっています。

新谷委員

今までは、希望に応じてやってきた。そして、平成15年度は、学校を挙げて取り組んできたということで講演、それから参加者が多いということでしたけれども、その後は希望だということで間に合っているのかもしれませんが、やはり15年度のように、系統的にやっていく必要があると思うのです。そういう点で、今後、その保健所あるいは学校との連携だとかも必要になってくると思うのです。そういう点で努力されるということでしたけれども、もうちょっと積極的に取り組むその方向を示していただければと思います。

(保健)健康増進課長

確かに、こちらで待っているわけではございませんけれども、いろいろな機会をとらえて啓発とかをやっている状況でございます。いろいろこの思春期の電話相談とか、それから健康教育とかを含めましてやっている状況でございますが、今年は特に成人式、新規と言ったらおかしいのですけれども、成人式の中でパネル展及びコンドームの配布とかをいたしている状況でございます。また来年についても同じような形で、啓発等に努めていきたいと思っております。

新谷委員

そういうものを配るといことも大切なことですが、やはり根本的な教育というか、子供たちへの教育が大事だと思うのです。そういう点で、学校の方はどうでしょうか。どういう取組をされているのか。

(教育)指導室長

とりわけH I V、エイズにかかわりましては、これは例えば偏見等もあるわけでございます。こういうことについて払しょくをしながら正しい知識を持っていくというところで、中学校におきまして、現在、教材としても取り上げられ、主に保健の授業で取り入れられて行われているわけです。やはり専門的な知識を有します例えば保健所の方々など、学校から見ますと、外部のそういう方々の協力を得て、内容を充実していくということは、やはり今日的な意味があるととらえてございまして、平成17年度に限りまして見ますと、中学校で積極的に保健所等の機関の協力を得て授業を行うようにということで、具体的な数字はちょっと今持ち合わせてございませんけれども、16年度より増えているという認識を持っていますし、今年度につきましても、繰り返しそのような人材の協力を得ながら内容の充実を図るようということで、指導を強めておりますし、学校もそのように心がけてという認識でございます。いずれにいたしましても、これは系統的にということで、お話がございましたとおり、小学校を含めて、性に関しての指導の充実ということ、この委員会等でも何度も御指摘をいただいているところでございますので、努めてまいりたいというふうに考えてございます。

新谷委員

平成18年度の事業報告には、講演が多くなって、参加する人が多いという数字になるように頑張っていたかと思っております。それを要望して終わります。

委員長

共産党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 07 分

再開 午後 3 時 20 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党。

成田委員

若竹町の駐車場について

若竹の駐車場の件でお伺いします。

若竹町の高架下にある駐車場なのですけれども、そこは借上げをしている駐車場だと思うのですけれども、その借上げ料は年間幾らですか。

( 建設 ) 庶務課長

東日本高速道路株式会社に借りてございまして、年間308万7,000円で借りております。

成田委員

ここは、開設以来、同じ金額で借りているのですか。

( 建設 ) 庶務課長

開設当初と、2年もしくは3年ぐらいに相手方と交渉しまして、その金額においては減ったり増えたりしております。

成田委員

その差はどのぐらいでしょうか。ここは年間どのぐらいの台数が利用していますか。そして、その収入はどのぐらいになりますか。

( 建設 ) 庶務課長

平成17年度におきましては、月平均30台前後でございまして。収入につきましては269万6,813円、それに先ほど言いました支出が308万7,000円でございますので、その差額が赤字という形になってございます。

成田委員

過去、こういう状態で何年間も続けてこられたのでしょうか。始まったのが昭和54年ぐらいからだと思うのですけれども、それから今までの中で、出費している方が多いのではないかと思うのですけれども、その金額というのはいくらですか。

( 建設 ) 庶務課長

昭和54年からの累積金額は、今手元に資料はございませんが、54年当時、当初から収入が53万3,386円、支出が86万2,487円で、32万円ぐらいの赤字からスタートしております。その後二、三年は、赤字金額が、55年は3万5,000円、56年、57年が収支プラスマイナスゼロという形になってございまして、年度によりましては30万円以上の差額が出た年もございまして。先ほど言いましたように、昨年は39万円の赤字となっておりますが、やはり借りる車の台数によって差がございまして。

成田委員

この駐車場というのは、市で借り上げて、そして民間に、個人に貸している状態なのですけれども、当時つくったときは、あそこに道路ができたために、自宅に帰るのに急坂なものですから車が上がられない状態だった。そういうことから、どうしても駐車場が必要だということで、町会を挙げて市にお願いしてつくった駐車場だと思うのですけれども、こういう金額の中でこういう状況になっているということは市民は知らないと思うのです。利用している人も知らないと思うので、それはできることであれば、借りている人の中で指定管理者制度化という、直接借りることはできなくても、市が借りないで借りられないと思うので、市の方から借りてそこへ任せるというような形をつくるというか、そういう方向へ持っていく方法というのはあるのでしょうか。

それと、その駐車場の柱を補強していますね。その柱は、どのぐらいの幅ができたのでしょうか。

( 建設 ) 庶務課長

前段の指定管理者制度なり、何らかの形で管理をお願いするということでございまして、当初、東日本高速道路

株式会社とはやはり市が管理するという約束の下に今の事業を進めてございます。ただ、やはりこういう市の持ち出しというのはありますので、正式に、例えば町会単位でそういうものを維持・管理したいという話等がございましたら、当然東日本高速道路株式会社と協議しなければならないのですが、その辺は研究してまいりたいと考えております。

建設部関野次長

今、耐震工事によってどのくらい広く、けたが大きくなったのかということなのですが、けた幅は、私の手元にあります資料では、大体片側周囲25センチメートルほど広がってございます。

成田委員

あそこは車道が狭いのに25センチメートル車道の前に張り出してきた形になると、かなり駐車場の出入りするときに道路の面に出てくる、出ないとまた車をかわせない状態になりますね。そういう中で、やはりあそこに入るときに歩道がないのです。車を乗りに行くときもないし、降りたときも逃げ道がない状態なわけなのです。そういう面から見て、そういう車道に入るとき歩道がない駐車場に対して、生活安全課ではどのような考え方を持っていますか。

(市民)生活安全課長

若竹駐車場への車の出入りということでございます。今、委員もおっしゃったように、今の駐車場については、町会あるいは建設部からの意見等々がございまして、現在の形に至っております。その後、耐震の中でどうしても補強していかなければならないということで、広がってきているというのは今の質問の中で私も承知してございますけれども、駐車場の出入りそのものについては、今整備の中で、地元の方の御利用ということで、限られた地形あるいは状況下の中で駐車場の整備をしているという状況でございますし、また御利用の皆様方によっては、橋げたの下から出るとき、あるいは車の出入り、あるいは路側帯を歩くについては十分注意しながら御利用いただいていると思いますし、今後も十分交通安全に気をつけて御利用いただきたいと思います。

成田委員

安全対策としては、やはり出入りするのだから、あなたたち、危ないから気をつけて歩きなさいというのは当たり前のお話です。

それ以外に、やはり車を置く後ろの方にちょっとスペースがあるのです。そのスペースを利用するとか、そこへ通路をつくってやるとか、そういう方策というのは、生活安全課では対応できないのだろうけれども、建設部の方で、そういう駐車場に関して出入りする通路というか、そういうものを考えることはできないのでしょうか。

建設部関野次長

今、駐車場になっているところの外側の方に、歩行者の通路を確保できないかということですが、現地を見たところ、まず一つは、歩行者用道路をつくったときに、最後のところはどこに出るかということなのです。道路をつくっても、その先が歩行者として安全確保ができるのか、言うならば歩道のついているところに導けばいいのですが、現状を見る限り、その歩道のついているところに導けないものですから、その中で、逆にそこまで行ったとしても、どこかでまた横断することによって事故が発生したりという、そういうような問題点があります。あと、用地的な問題というのですか、当然、現在、建設部で持っている中で、それが駐車場の経営をしながらその用地を確保できるのか、ちょっとなかなか駐車場を削らなければできないのかというような課題があると思うのです。そういうような形で、今すぐそれをするのはあと地形的なもので、ちょうど裏側ががけになっているものですから、すぐそういうことをするというふうにはなかなか難しい部分があると思います。

成田委員

私が毎日現場を通って見ているところですから、一回現場を見て、車がとまっているスペースからちょっと外れたところに一、二メートルの幅があるのです。コンクリートの枠をつけているところの後ろに一、二メートルのス

ペースがあるのです。そこを工夫するという考え方を持ってやれば安全で安心で、ここに通路として使えるスペースがありますから、ぜひ一度検討していただきたいと思えますけれども、現場を見てもらえるようになりませんか。

建設部関野次長

現場につきましては、いろいろと地域の住民から御要望もございまして、何度か足を運ばせてもらっています。その中では、やはり先ほど生活安全課長も言っていますけれども、地形上、今すぐ横幅がとれるような状況ではないものですから、何らかの構造物を少なくしたりしないと、今言った動線の部分で、つくっても行き先の部分で、またそこで安全を確保できない形で動線をつくってもいいのかという部分がございます。その中では、今の御提案のように、そこで今すぐつくるといのはなかなか難しいと思います。

成田委員

こっちでやってほしいと言えば、そっちでできないと。一回現場を案内しますから、見て対処していただきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

(建設) 庶務課長

後ろの歩道の関係は、今、次長が答弁したとおりなのですが、ただこの駐車場を利用される方のみならず、前の狭い道路をどういうふう安全に歩行できるか、車も安全に走れるかという観点で、一つには、高架下をもっと明るくするような調整とミラーの調節と路面に白線を引いたり、スピードを緩めさせる、また走行車両に対して昼間でもライトの点灯を促すような看板の設置等を、後ろの方はなかなか早急にできませんのは、前面の方で何とか安全対策を講じていきたいと考えております。

成田委員

ぜひ駐車場に出入りする人の安全を確保することをちょっと考えていただきたいと思えます。そして、これからの進め方で、利用者の料金、たしか月割にすると7,000円ちょっとだと思うのです。ほかの駐車場よりちょっと割安にできているかなと思うのです。

それでは、次に移ります。

空き家対策について

空き家対策の件で、何回も空き家で迷惑している人から依頼が来るものですから、現在、放置されている空き家は、小樽市内にどのくらいありますか。

(総務) 企画政策室相庭主幹

空き家につきましては、私どもが事務局になりまして、今年の5月に空き家対策庁内連絡会議というものを立ち上げてございます。その中で、空き家に関係するであろうデータを持っている課からデータを集めまして、把握に努めたところで、それで使えるということで使ったデータにつきまして、消防本部が年2回、空き家調査というのをやっておりまして、空き家というのは、長屋で3軒のうち1軒でも入っていれば空き家とは判定しないという形になりますけれども、1棟丸々あいている空き家の調査、それとあと建築指導課の方に落雪相談等で相談がありましたもので空き家に関係していた案件、これを集計いたしましたところ、その中で重複等をとったもの、それで一応丸々あいているというところをさせていただきます。これを集計いたしましたところ、現在のところ356軒という数字で押さえております。

成田委員

今、丸々あいているのが356軒、これは完全に放置されている空き家ですね。そのほかに、1棟4戸入っている建物の中で1戸しか入っていない、また空き家として見られる部分があると、それを含めるとどのくらいの数になりますか。

(総務) 企画政策室相庭主幹

統計書の中に、年次別の住宅概況という調査物がございます。これは、住宅統計調査というものを基に行ってお

ります。これですと、今おっしゃった4軒のうち3軒あいていれば3というカウントですから、ただ、これはサンプリング調査で実態調査ではないというふうに聞いておりますけれども、この数字によりますと、平成15年で9,660軒という数字がこの統計書に掲載されております。

成田委員

主にまちづくりの観点から見ようかなと思って見ていたのですけれども、この官公庁、国の開発局や海上技術学校の官舎が、若竹町にあるものですから、身近に肌で感じて、見て歩いて感じるものですから、その空き家がそのままの状態、1戸しか入っていない、そういうのを集約すると何とかこうまとまる住宅があるのですけれども、そういうものを整理してやることによって、住宅対策というか、そういうものができていくと思うのですけれども、そういうことの集約の仕方というのは考えていますか。

(総務)企画政策室長

今、委員から御指摘がありました、主に国家公務員の関係の官舎ですとか、私どもの承知している範囲でも、まるっきりだれも一人も住んでいないというところはまださほど多くないと思いますけれども、何棟もある中でほんの数軒しか住んでいないという、そういった部分というのも散見はされます。ただ、変な言い方ですけれども、国などの持ち物なものですから、私どもであしろうしろということとはなかなか難しいというのは一面であるのですけれども、以前、私どもも、官公庁ではないのですけれども、似た部分で日本銀行の富岡町の住宅なのでも、あそこは丸々あいているところになっています。それで、日本銀行ともちょっと話しまして、例えば小樽市として利用の可能性があるのかということも含めて、かぎを借りて中も見まして、いろいろ市の建設部の技術職員も含めて調査をした経過がございます。ただ、いろいろな官公庁の方も、築年が大体昭和40年代のものが多くて、見かけはそうでもないのですけれども、具体的に中に入ってみますと、やはり相当老朽化が進んでいる部分があります。概算ですけれども、修繕費はどのくらいかかるのかと。修繕をした後に、公営住宅というのは公営住宅法との関係がありますので無理なのですけれども、単純に市が家主になったの活用ということができないのかということでもいろいろ検討したのですが、当然購入費もかかるというのがまず前提にありますし、それからもう一方では、その修繕にも相当かかる。先ほど言いましたとおり、築30年以上たっているということになりますと、今後の営繕についても相当額かかるということで、残念ながら市が公用として使うというのは難しいというふうに考えております。ただ、今、国全体としては、遊休資産の利活用というのも方針として上げているようですので、私どもとしても、開発局なり他の官公庁を含めまして、今後どのような見通しになるのか、情報収集をしていきたいというふうに思っております。

成田委員

特に、開発局の場合は、もう北海道に移管されてきますよね、開発局というのがなくなってしまったら、あそこに職員がいなくなってしまうわけでしょう。そのときの官舎の状況というのはもっと厳しくなると思うのです。その前に、今から開発局へ行って、早くあけてくださいと。やはり小樽市の住宅対策というか、移住対策をこれから考えていく中で、やはりそういう施設を国のお金で整理してもらうように、そういう官舎を持っている開発局に整理してもらって、その物件をもらうように、土地をもらって利用しようと、そういう形をつくれるようにしてやってもらいたいと思っておりますが、それについてはどうでしょうか。

総務部長

実は、何年前だったか、成田委員が空き家の質問を始めたころぐらいに、実は国有財産のその宿舎の実態といたしますが、現状把握のために、北海道財務局小樽出張所とか、それから北海道開発局の方に、やはり国家公務員でもいわゆる財務局が所管をしているその官舎といたしますが、それと開発局というのが持っているというか、管理しているというのは別な考え方というか、別な管理の仕方をしているわけです。当時は、財務局の方の把握の中では、現状そういったその空き家というのはないという、そういう返事だったのですね。北海道開発局は、成田委員がお

住まいの若竹町とか、桜町とか、そういったところに展開をされまして、特に桜町のロータリーから道路に上がる  
ところの平屋建てでしたか、その屋根が倒壊をされていて危ないということもあって話をしたときに、あのとき市  
長から指示があって、国の空き家のいわゆる官舎があるなら、それを安く、いや、ただで借りて何とか公営住宅の  
ような格好でできないのかどうかちょっと調べてくれと言われまして、そういったこともやったのですけれども、  
そのときに言われたのは、そうやって屋根が壊れていても、国のいわゆる財産台帳上の耐用年数というものがあっ  
て、それをクリアしない限り取壊しはできないという返事だったのです。ですから、国があそこをやったのは、屋  
根の壊れたところの補修をしまして、それでだれも入っていないという、こういう状況に現在なっています。ただ、  
それからまた、先ほど御指摘があったように、開発局の再編の話が今進んでいますので、そういう意味では、その  
地域の開発局の官舎がどういった格好になるのか、それから、どれだけまちづくりといいますか、地域の住宅事情  
を疲弊させているというか、そういったような状況も話しながら、国に対して、そういったものに対する扱いとか、  
取壊しの方法だとか、財産の処分ですとか、そういったことを少し開発局と話をしてみたいというふうに思ってい  
ます。

成田委員

ぜひ、その話を国の方に持って行って、小樽の人口対策のかなめから、国のほかの施設の人たちが入れるのであ  
れば、またそういう生かした方法でやっていただきたいと思います。

また、放置された家の雪対策もあるのです。これから雪が降ってきたときの対策として、何か考えていますか。

(建設) 建築指導課長

空き家の指導についてでございますけれども、建築指導課では、倒壊のおそれのある空き家がありました場合に  
は、まず現地を確認いたしまして、所有者や管理者などに対し、適切な維持・管理と周辺に対する危険防止につい  
て指導しているところでございます。

これから冬に向かいます、これまで建築指導課の方に苦情・相談物件がございましたが、それらのうち、適切  
に維持・管理がなされていない物件については、雪が降る前にもう一度是正指導をしてみたいというふうに考  
えてございます。

成田委員

これは雪だけではないのですよね。夏は、草が生えて蚊が発生したり、ネズミが出たり、そういう状況にもあり  
ます。それで、空き家を隣に持っている家は非常に迷惑しているのです。迷惑していることが、そしてまた、市の  
職員もここへ張りついて整理に行かなければならない状態になります。屋根の雪を下ろすとき、屋根の雪が落ちて  
きたりなんかすると、その整理に行くのは全部市の職員なのです。市の職員が動くことによって、大変な市民の税  
金を使って動いているようなものですからね。これを何かいい収入源になるような、そして負担をかけさせて、自  
分たちが放置している家を持っているという認識を持たせないといつまでたっても直しません。人がやってくれる  
と思っているものだから。そのためにも何かいい対策をつくってもらいたいと思うのですけれども、税の部分では  
考えられないと思うのですけれども、ほかの使用料か、負担料か、そういうものを求めてはどうなのでしょう。

財政部長

適正な対価に対して求めるという基本的な考え方に立たない限り、市としては、個人の資産に対して手をかける  
ものやそういうことについては、これはできないと思います。

成田委員

隣近所に空き家があったら、大変な苦勞をします。そのうち、市職員の隣に空き家が出るかもわかりませんけれ  
ども、そのときに慌てないように、身近に感じますから、大変なことになるわけです。そして苦勞ばかりかか  
りますから。そういうことにならないように、そういう空き家になったときに、もう壊すしかないのですから。そして、  
壊したら、平地になったら固定資産税は上がります。家屋が建っていれば、税金が下がっていますから。そういう

ことを含めて検討していただければと思うのですけれども、検討課題になりませんか。

(総務) 企画政策室長

直接今の委員の御質問とは少し違う部分があるのですけれども、実は、小樽市内というよりも郡部で、特に農村地帯の方でも、離農されて空き家になった家とか、大きな農舎とか、サイロとか、そういった部分の管理で相当大きな問題になっているというのは今聞いております。それで、実は近隣のそういう市町村の中で、そういったものに対する対策会議をつくろうという、そういった動きなんかも出てきているものですから、ちょっと都市部の小樽とは違う要素もありますけれども、そういった放置された住宅といいますか、やはり何らかの持ち主はどこかには関係する方がいらっしゃるわけですから、そういった中でもいろいろ協議というか、研究はしていかなければならないのかなというふうには思っております。

-----  
小前委員

美術館の収蔵品について

平成17年度の財産目録を見ましたら、美術館に収蔵品がかなりあるということがわかりました。美術館に、何点で、幾らの財産があるのでしょうか。

(教育) 美術館副館長

ただいまの小前委員の御質問でございますけれども、財産内訳書上で申し上げます。

美術館としましては、537点ございます。そして、その取得価格でございますが、約10億円でございます。

小前委員

ずいぶん寄贈品があるように思いますけれども、このうち何点が寄贈品でしょうか。

(教育) 美術館副館長

寄贈品との御質問でございますが、美術館の所蔵品としての寄贈品でございますが、これは1,908点でございます。

教育部長

補足させていただきます。先ほどの財産内訳書上の537点、実は、これはあくまでも参考価格でございます。先ほど取得価格と言いましたけれども、ほとんど寄贈でございますので、参考にした価格でございます。したがって、財産台帳上は、この参考価格20万円以上というふうな形で切っておりますので、537点でございます。これ以下の部分を全部含めると1,908点という、これだけの収蔵品があるというふうに御理解いただければと思います。

小前委員

交通記念館には本間聖丈氏の絵が何点もありますけれども、これは何点で、幾らになりますか。

(教育) 新博物館開設準備室長

ただいまの御質問でございますが、今、旧交通記念館に保管しております本間聖丈氏の作品48点、ただすべて旧交通記念館の方に保管しているわけでございませぬので、美術館の方に入っているものもございませぬ。評価額でございますが、世に出ている号単価幾らという、それを参考にして概算かつ参考数値を出すとすれば、おおむね3,900万円ぐらいとなっております。

小前委員

両方で、20万円以下は載らないそうですから、かなりの金額になると思いますけれども、お金があまりない話ばかり聞かれる中で、これだけのお宝があるというのは非常にうれしいことだと思います。

小樽の特別展みたいな、そんな収蔵作品でお宝展をするような予定はないのでしょうか。

教育部東田次長

小前委員のお宝展という、そういう種別で美術館が開催するということは考えづらいことでございます。

基本的に、文化というのは金で計算するのではなくて、やはり関心といいましょうか、芸術の立場、そういうものでございますので、例えば3,000万円するからどうですかというふうな展覧会を開催しても、客は集まらないのではないかと思います。そういうことから、今、小前委員がおっしゃるとおり、その所蔵品を広く市民にという観点で言いますと、毎年特別展、企画展というのを企画させていただいて、多くの市民に収蔵品をごらんいただくという機会を設けておりますので、これが何年も続けば、相当収蔵品も回っていくものと、そういうふうに思っていますので、御理解ください。

小前委員

救急出動について

次に、消防にお伺いします。

ここ3年間の出動回数をお教えいただきたいと思います。

(消防) 警防課長

ここ3年間の救急出動件数についてでございますが、平成15年は5,811件、16年は6,098件、17年は6,245件でございます。なお18年の9月末、今年9月末で4,695件というふうになってございます。

小前委員

平成17年度に、救急出動にかかった金額はお幾らでしょうか。

(消防) 警防課長

この算出方法等についてはいろいろあるかと思いますが、平成17年度中の緊急出動にかかりました費用についてでございますけれども、救急業務を専門としております救急隊員、それから消防車と救急車をいわゆる乗換えをしている隊員、これらの合算したものの、この費用の算出の仕方で行きますと、約4億3,000万円ほどとなります。ただ、専ら救急業務に専念しております救急のいわゆる専断的な隊員を対象とした計算からいきますと、約2億8,000万円となります。

小前委員

そのうち、手稲溪仁会病院に搬送した件数は何件ぐらいでしょうか。

(消防) 警防課長

この件数につきましても、3か年で報告をさせていただきます。平成15年は177件、16年は246件、17年は278件となっており、18年9月末では231件となっております。

小前委員

このうち、銭函管内の居住者が手稲溪仁会病院を使った件数はどれぐらいなのでしょう。

(消防) 警防課長

この件数につきましても、3か年で報告をさせていただきたいと思います。銭函管内居住者が手稲溪仁会病院へ搬送されました件数は、平成15年は107件、16年は155件、17年は188件、なお18年の9月末現在では、231件中137件となっております。

小前委員

新市立病院の救急部門について

銭函の方が手稲溪仁会病院を利用する件数もどんどん増えているように思いますけれども、これに関連してお伺いしますけれども、新市立病院で救急部門はどうするおつもりなのでしょう。3次もおやりになるのか、小児・産婦人科はどうするのかとか、それから53人で20科をやるのかとか、特化をするとベッドの配分はどうなるのかというようなことについて、12月に基本計画が出されて予算づけがされるようですけれども、もう10月の半ばでするので、これを具体的にお示しいただかないといけない時期に来ていると思うですけれども、いつごろまでに決めて発表していただけるものか、お尋ねします。



( 総務 ) 吉川参事

二つに分けて答弁したいと思います。

最初の新市立病院の救急についてでございますけれども、御承知のように、基本構想を 2 回見直しまして、新病院では、1 次救急については現行どおり夜間急病センターを中心に行って、新市立病院では、2 次・3 次救急医療の充実を図るということにしております。ここはちょっと説明が必要な部分でございます、1 次・2 次・3 次救急、大ざっぱな言い方で申しわけないのですけれども、1 次救急といいますと、通常、外来診療等で処置できる部分、2 次救急は内科・外科等の入院治療が必要な部分、それから 3 次は緊急度、それから重症度が高い部分で集中的な治療が必要な部分、こういうふうな区分がございます。ただ、この 3 次救急の中には、例えば 100 万人に 1 施設とか、都道府県単位に 1 か所以上と言われているような救急救命センター、今お話の中にありました手稲溪仁会病院だとか市立札幌病院、それから 1 ランクグレードが高い、高度の救急救命センターが札幌大の附属病院、そういうふうにはなっておりますけれども、新市立病院のその 3 次というのは、そういうのをカバーするような意味での 3 次救急という趣旨ではございません。脳神経外科・心臓血管外科という救急を行っていますので、その 2 次の中ではちょっと 3 次の要素が非常に多いというようなことで、当初の基本構想の中では 3 次という言い方はしてはおりません、3 次に近い 2 次救急という表現をしておりました。あと 2.5 次というような言い方はどうだということがありましたけれども、その辺の整理の中で、やはり 3 次的要素が非常に含まれているということで、2 次・3 次中心ということで、手稲溪仁会病院とか札幌大の附属病院とか、その部分を担うということではまずございません。

それと、小児科、産婦人科とかの診療科、あとベッド数とかをいつ示すのかということでございますが、当然今第 4 回定例会に基本設計の予算を上げたいというふうになっていきますので、そのためには、まず病院の規模・機能を決めて、事業費を予測しまして、それに基づいて初めて基本設計予算というのができてくる。それでは、当然第 4 回定例会の前にそういうものが決まっていなければならないわけですので、今内部的に詰められるものは順次作業しておりますけれども、今おっしゃった小児科、産婦人科等は、対外的な協議が必要な部分がありますので、早急に協議を進めまして、第 4 回定例会前に決定次第示したいというふうに考えてございます。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

-----  
高橋委員

事業系のごみの減量について

初めに、環境部に伺います。

事業系のごみ減量についてであります。

まず、本市の平成 17 年度に出たごみの総数、それから生活系、事業系に分けたときのごみのトン数、それぞれお答えください。

( 環境 ) 廃棄物対策課長

平成 17 年度の事業系のごみでございますけれども、2 万 220 トンでございます。それから、家庭系のごみでございますけれども、一時多量ごみ分を入れますと、17 年度 2 万 6,758 トンということでございます。

高橋委員

単純に分けると、半分ぐらいというとらえ方でよろしいのですか。

( 環境 ) 廃棄物対策課長

生活系の方には、一時多量系ごみ焼却分が入っておりますけれども、半数より少し事業系の方が少ないということととらえられるかと思えます。

高橋委員

率でいくと、ほとんど半分半分みたいな、数量も何となくそうになっている。それで、事務執行状況説明書の中で、事業系のごみ減量及びリサイクル関係ということで数字が挙がっております。分別指導の実施ということで、事業所の個別指導、この事業所数が載っているわけですがけれども、直近3か年の状況について、事業所数と、その指導内容について教えてください。

(環境) 廃棄物対策課長

事業所における訪問指導数でございますけれども、平成15年度は130件、16年度は206件、17年度は57件でございます。

次に、その指導の内容でございますけれども、これらの主なものは、ステーションに事業系ごみが出されていた場合に、廃棄物事業所の方から連絡を受けまして、廃棄物対策課の方で指導に当たった件数でございます。

これにつきましては、まずごみの減量を、廃棄物事業所とともに廃棄物対策課の方で確認いたしまして、事業所が特定できれば、この訪問指導に伺うと。これが、この訪問件数の主な内容でございます。その訪問の中で許可業者等に頼んで委託していなければ、この事業系ごみは市の方では収集しておりませんので、許可業者の方に委託するよう指導する、そういうことが主な内容でございます。その他、啓発といたしましては、文書、また個別に、地域別にいきなり指導が入ることもございます。

高橋委員

それで、平成16年度と17年度を比較しますと、17年度は約4分の1ということになるわけですがけれども、その減っている数字の意味というのはどういうことなのでしょうか。

(環境) 廃棄物対策課長

平成17年度でございますけれども、この年は家庭ごみの減量化、有料化がスタートいたしまして、廃棄物対策課、そして廃棄物事業所ともに家庭ごみの排出指導等に追われた関係上、事業所訪問に時間がなかなか割けなかったことが原因と思っております。

また二つ目に、17年度はアスベストの適正処理対策というのが全国的に行われた年でございまして、廃棄物対策課が担当課ということで、これらの処理対策に追われたことも減少の原因かと思っております。そういう中で、18年度家庭ごみの対応、アスベストの対策業務が落ちついてまいりましたので、今年におきましては、9月時点で既に50件近い訪問を終えておりますし、また文書による啓発も400件ほど行っていますことから、今年度は、平年並みの事業所訪問指導ができるものと考えてございます。

高橋委員

次に、事業系のごみ袋の件数でございますけれども、直近3か年のごみ袋の枚数を教えてください。

(環境) 廃棄物対策課長

事業系廃棄物の処理方法というのを最初に説明させていただきますが、まず市の事業系一般廃棄物は埋立処理のみを行っておりまして、市の方では収集をしておりませんので、収集は各事業者が許可業者に委託することとなっております。

次に、委託の方法でございますけれども、通常は月決め契約等を出すことで委託をするわけですが、この契約以外の方法といたしまして、1回のごみの排出量が100リットル未満の事業所におきましては、指定ごみ袋を使った出し方ができるとなっておりますので、その100リットル未満の事業者におけるごみの指定ごみ袋を使った排出状況と、そういうことでの答弁をさせていただきます。

指定ごみ袋には2種類ございまして、40リットル袋と20リットル袋がございます。その枚数でございますが、平成15年度、40リットル袋が8万2,000枚、20リットル袋はございません。16年度、40リットル袋9万7,500枚、20リットル袋は500枚となっております。17年度におきましては、40リットル袋の交付枚数は8万4,000枚、それから

20リットル袋の方の交付枚数は500枚となっております、計 8 万 4,500枚を交付してございます。

高橋委員

それで、事業系のごみの減量化についてということなのですが、毎年のごみ量と、このごみ袋の関係ですけれども、毎年同じような枚数でつくっていくわけですけれども、減量についてはどういう状況なのか、実際に減ってきているのか、横ばいなのか、それを教えていただけますか。

( 環境 ) 廃棄物対策課長

事業系の一般廃棄物につきましては、平成17年度から家庭ごみの減量化、有料化を実施してございますが、その前に、私どもといたしましては、まず事業系のこの一般廃棄物、事業所から出るごみの減量に努めたところでございます。そういう中では、11年度、事業系ごみが 4 万 8,000トンございましたものを、12年度事業系ごみの埋立処分手数料の有料化、それから缶・瓶、それから廃プラスチック、金属類、紙類、それら資源となるものをすべて資源化することで事業所の御協力をいただいたところで、11年度 4 万 8,000トンありました事業系ごみが、12年度では 2 万 8,000トンになりまして、55パーセント減ってございます。そういう中で、平成11年度から12年度におきまして、ほとんどの資源物が資源化されていることと、それから各事業所において、この減量化が進んだことから、それ以降13年度から17年度におきましては、大体年 2 万トン平均が続いているところでございますので、11年度の 4 万 8,000トンの中では、今の 2 万トンというのは、これはあと事業所数もそれほど変わってございませんから、2 万トンでこのまま続くのではないかと考えています。

高橋委員

ということは、横ばいということですね。大体一定程度もう効果が出ているというふうに受け止めます。

それで、先ほど事業系の一般廃棄物も埋立処分をしているということでしたけれども、この手数料は幾らになっているのですか。

( 環境 ) 廃棄物対策課長

埋立処分手数料でございますが、契約等によります指定ごみ袋以外での埋立料は、20キログラムにつき92円、トンに直しますと4,600円となります。指定ごみ袋は、40リットル 1 袋20円の埋立処分手数料、20リットルにつきましては 1 袋15円の埋立処分手数料となっております。

高橋委員

そうすると、事業者は、これに収集運搬料を乗せて支払うということによろしいのですか。

( 環境 ) 廃棄物対策課長

各許可業者は、これに収集運搬料を加えますと、大体40リットル袋では市販では180円から200円の中で動いてございますし、20リットル袋につきましては150円前後で収集料込みで動いているというふうにとらえてございます。

高橋委員

それで、伺いたいのは、今、焼却場をつくっております。それで、この事業系の一般廃棄物、これはすべて焼却するという考え方になるのでしょうか。

( 環境 ) 廃棄物対策課長

事業系の一般廃棄物は、平成19年 4 月からはすべて焼却ということで考えてございます。

高橋委員

気になるのは、その焼却するための手数料、これがどういうふうになるかということが非常に関心があるわけですが、これについてはいかがですか。

環境部次長

焼却施設は、当然北しりべし廃棄物処理広域連合で運営していきますので、現在、その焼却料金について検討中であるということでございます。

高橋委員

わかりました。

それで、目安でも結構なのですが、今よりも高くなるのか安くなるのかという、そういうめどはありますか。

環境部次長

今、確定したことは言えませんが、高くなるだろうと。ここまでしか今は言えません。

高橋委員

それで、1点だけ、私はこの許可業者のホームページを見たのですが、事業所限定許可業者というふうな説明があるのですが、これは来年の焼却場ができるまでという期間なのか、それとも違う意味なのか、それを教えてください。

環境部次長

限定といいますと、具体的に言いますと、例えば事業系一般廃棄物を扱っている業者におきましては、限定のない業者、それから事業所限定だとか、そういうような限定がございます。それから、先ほど言いました小袋限定ということがございます。

先ほど廃棄物対策課長の方から言いましたけれども、事業系のごみは増えておりません。要するに、事業系であっても一般廃棄物は市町村が責任を持って集めるということがございますが、小樽市は許可という形で収集しておりますが、ごみは増えておりませんので、限定というのは、現在のところ、そのまま続くのかなというふうに考えてございます。ですから、焼却場が供用開始までのことかということの御質問でございましたが、今後とも関係なく続くものというふうに考えてございます。

高橋委員

後で結構ですが、限定の意味をもう一度教えてほしいと思います。

観光ホスピタリティ事業について

それでは、質問を変えます。

観光について。これも事務執行状況説明書の中で観光のホスピタリティ事業というのがあります。それで、お聞きしますけれども、平成17年度の苦情、それから意見・要望がそれぞれ何件あったのか、その内容も含めて教えてください。

（経済）観光振興室長

市内5施設の「観光ご意見箱」の設置は、事務執行状況説明書によりまして42件ということになっております。それ以外で、観光振興室で直接苦情処理した件数が23件です。これ以外に市長への手紙あるいはホームページ等に寄せられている部分で、若干の処理をしている部分がございます。

内容的には、「ご意見箱」に入れられているものは、施設で書かれているということで、例えばまち並み、雰囲気よかったということも当然出てきますし、苦情的には、受入れ態勢、ホスピタリティの部分で、苦情といえますか、提言みたいなものが御意見の中で多く出てきております。逆に、観光振興室に直接来るような苦情については、ストレートな、いわゆる腹を立ててくるケースが多く、例えばすし屋とかで言うと、価格の問題、見た目とウインドーですとか、あるいは書いてある内容と価格がどうも見合わないとか、数量も合わない、そういったような苦情。それから土産物では、御承知のとおりカニの問題がございまして、ただこれは冷凍を解いて送るとかいろいろなケースがあって、着いたときには例えば解けてしまったとか、そういうケースがございます。あと、最近なので、強引に引っ張ってくるみたいな事例が一部のすし屋であるようです。これについては、恒常的と言ったらおかしいですが、常日ごろから対応していかなければならないと思います。

高橋委員

それで、今話された苦情、要望に対して、市としてはどういう対応をしてきたのか、もう少し具体的に聞きたい

のですけれども、昨年度だけではなくて、ここ最近で、こういうものに対して具体的にこういう対応をした、もしくは改善をしたという内容があれば、教えていただきたいと思います。

(経済)観光振興室長

先ほど申し上げたとおり、直接入ったものについては、観光振興室の方で職員が出向いて、観光客の苦情について、直接その内容を示して、このようなことがありましたかという確認をして、あったとはなかなか答えないのですけれども、もしそのようなことがあればやめてほしいというレベルで伝えるのが現実的には限界です。というのは、あくまでも民と民の相対取引の中でやっているという部分がございます、なかなか難しいです。ただ、例えば強引な客引きの問題とか、こういう事例については、なかなか例えば言っても、当然やっていないという部分がございます、これについては、観光協会等関係団体を含めて、当然私どもは警察でもありませんし、裁判所でもないものですから、あくまでもそういう団体だとか、そういう商店街とか、そういう組織的に何とかできないかということで検討している状態です。

高橋委員

ホスピタリティということで、もう一点、そういうふうに入客側の態勢の部分なのですけれども、これはもうずっと前から議論されていることなのですけれども、ここ最近、そのホスピタリティの向上で成果があったとか、動きがあったとか、改善された内容とかというのはありますか。

(経済)観光振興室長

この問題については、先ほどの意見処理型の問題と、いわゆるその店々の評価といいますか、そういう部分を含めていろいろな形でやっていかないとなかなか向上していかないものでして、現在、観光協会も含めて、どういう形で、例えば推奨店など、なかなか難しいのですけれども、観光協会のお勧めみたいなものを将来的につくっていくことで、客になじまないような部分を排除していく。

一方では、ソフト事業で、これは商工会議所が事務局をやっているのですけれども、10月過ぎてからになるうと思えますけれども、いわゆる小樽観光大学校をやっていく中で文化とか歴史、その中でホスピタリティ、いわゆる接客についても触れておりますので、ソフト面も含めていろいろな形でやっていかなければならないだろうと。具体的には、もっと啓発も含めてやっていかなければいけないと思うのですけれども、先ほど言った小樽観光大学校も含めて、観光振興室としても、そういうものに協力していきたいというふうに思います。

高橋委員

観光費の決算額の推移について

それで、決算額の推移を確認したいと思いますけれども、直近5年間、平成17年度と平成13年度の対比で確認をしたいと思うのですが、まず総額について、平成13年度、それから平成17年度、それぞれお答えください。

(経済)観光振興室長

観光費の総額ということで、平成13年度2億3,355万8,066円、17年度9,304万5,890円です。

高橋委員

私も調べましたら、そうですね、率にして、平成13年度の約4割程度ということになっております。当然、中身の理由があると思うのですけれども、この大きな違いはどのような内容になっておりますか。

(経済)観光振興室長

非常に減っているわけですけれども、平成13年度の方に多いという部分があって、例えば観光振興費という内訳の中で、その年に朝里川地区の建設開発施設整備事業費という、いわゆる宣伝開発の関係で6,300万円ほど出ているということと、あと旧水族館跡地整備費ということで約1,000万円ぐらい出ているということで、これらの事業が大きく絡んでくることがあります。それから、観光宣伝費も比較の上では減ってきているのですが、その年に、例えば外国語のマップをたくさんつくっていたりとかということで、今後の観光宣伝費については、多い年と少ない年

で大体毎年波を打っているのです。中身も含めて変えていく場合と、単に増刷をしていく場合があります。ただ、平成13年度ころというのは、確かにポスターも結構多くつくっていました。しかし、紙媒体からだんだん今ホームページ等、そういう電子媒体を使っていこうということで、内容とは別に減少している部分は、当然であろうかと思えます。

それから、最後の観光イベント経費の関係なのですけれども、これはいわゆる市全体の中で取組の見直しをしようという中で、潮まつりの取組等々が削減されていくという形になっております。全体的には、確かに40パーセントぐらいの減になっています。先ほど言ったとおり、大きな事業が平成13年度に含まれているということで、御理解をいただきたいと思えます。

高橋委員

そうしますと、特殊なものを除けばほとんど変わっていないと、金額的にはそんなに変わっていないということによろしいですか。

( 経済 ) 観光振興室長

例えば観光イベント経費は、先ほど言ったとおり10パーセントないし20パーセント、確実に減ってきております。それは先ほど言ったとおり、補助金カットの中で行ってきた結果だと思えます。そのほか、先ほど言った、観光振興費は結構施設関係が多いものですから、ピンからキリまでであろうかと思えます。観光宣伝費については、やはり若干当然ポスターだとかの関係で、量的な部分、種類とか、そういう部分も減ってきているというふうには思っております。

高橋委員

平成17年度で見ますと、9,300万円ですよね。そのうち観光振興公社貸付金というのが2,500万円、約4分の1が貸付金になっているという状況であります。総体として、観光の経済効果というのは、幾らぐらいでしたか。

( 経済 ) 観光振興室小鷹主幹

観光の経済的な効果ということでありますけれども、多少年度は古くなりますけれども、平成15年から平成16年にかけて調査した経済効果というものがございます。これで申しますと、年間の経済波及効果というのが2,668億円ということで、これが平成12年度の市内の算出額8,540億円に対しまして31.2パーセントを占めるという効果があるということで、一応こういう点では結果が出ております。

高橋委員

大変大きな効果があるというふうには思っております。私も認識をしております。基幹産業の大きな一つであるというふうにも思っているわけですが、その割には観光に対する施策の予算といいますが、かけている金額が少ないのかなというのが私の感想です。それで、先ほどいろいろソフト面についても、そういうのをやっていきたいということでしたけれども、具体的にさらに予算があればこれもやりたいあれもやりたいという部分があるかと思うのですけれども、そういう考えの中で、もう少し予算があればこれができるという内容はあるですか。

( 経済 ) 観光振興室長

基本的に、行政が観光にどこまでかかわるかという議論がかなりあるのだと思っております。御承知のとおり、小樽運河が完成して、観光客の爆発的な人気の中で、人気を追いかけて、そしてパンフレットをつくっていく中で、現実的には今小樽観光誘致促進協議会という外の組織、事務局は私どもになっておりますけれども、そちらの方で、マップを60万部つくって、それを配布している状況にあります。今、観光は、高橋委員がおっしゃったとおり、一つの業界、経済を形成していくということで、当然その中では利害関係が絡んできて、民間活動がベースになっているということで、その部分でいくと、これから行政がどこまでかかわるかということはかなり難しい問題で、むしろ関係団体をもっと大きく育てると言ったらおかしいですけれども、基本的にはそちらの方でやってもらう仕事が多いのかなというふうには思っております。ただ、行政サイドは、今までやはりいわゆる観光情報の蓄積、これは

間違いなくございます。それから、道路関係も含めて、観光案内板とか、そういう点でも受け入れるような、そういった部分をどういうふうに効率的に充実させていくかというのが本当の課題だというふうに思っています。

高橋委員

行政の役割というのは、非常に難しいかと思えます。ただ、何もしなければ結局はしりすぼみになるだろうというふうに私は思っています。よく最近聞かれますけれども、そろそろ小樽も飽きられてきたのではないかなという意見が聞かれるわけですが、具体的にどうするかというのは、行政で当然考えるという部分は少ないかもしれませんが、ではそのサポートをするとか、受皿をどうするかとか、それから民間等を活用して、行政とどういうふうにタイアップしていくかという、大変重要な課題があるかと思うのですが、その点はどのように考えていますか。

( 経済 ) 観光振興室長

御承知のとおり、昨年末に新観光基本計画ということで、中身的には課題が多い内容になっています。その中で、いわゆる小樽観光推進プロジェクト会議、いわゆる今までと違った組織をつくっていただくとか、そういった部分があります。それは、先ほど言ったとおり、関係団体、市も含めて、いわゆる観光をどういう形でそれぞれが支えていくかという基本的なフレームをつくって、御承知のとおり、宿泊型に何とかしたい、滞在時間を延ばして、できるだけ小樽にお金を落とさせていただきたいという、それからまだまだ周辺なり、地方も含めていろいろな観光資源があるけれども、資源が活用されていないなどさまざまなことがございます。基本的に、私どもは観光基本計画の部分の実現について、リーダーシップをとるというよりは協働してやっていかなければいけないというふうに思っています。

高橋委員

最後に市長にお伺いしますが、視察に行くとき必ず小樽に行きたいというふうに皆さん言います。それで、今後のその観光行政のあり方、考え方について、市長の認識と方向性をお聞きしたいと思います。

市長

観光の問題ですが、今お話がありましたように、基幹産業の一つというような位置づけになってきたというふうな認識を持っております。それで、従来どちらかという、小樽の観光は、官主導型で取り進めてきたという一面がありまして、今般、小樽観光協会と、それから観光誘致促進協議会と、この二つの組織があるわけですが、とにかく早くこれを一体化して、そして官と民の役割分担をはっきりさせたらどうかというようなことで今進めておりまして、来年の4月からそういった組織が一本化されるということもございます。

それから、予算的には確かに減っておりますけれども、先般の新聞報道でもありましたとおり、小樽の観光魅力度は全国で7番目ということで、知名度も相当あります。そんなことで、従来型の観光振興策、いろいろな宣伝もありますけれども、ある一定程度「選択と集中」といいますか、そんな取組もしていかなければならないだろうと思いますし、それから新しい観光基本計画ができましたので、その中の戦略プロジェクト会議の中で、これからの小樽の観光、よりこれからどう進めていくのか、そのあたりをこれから取組を進めていきたいということと、今日の新聞にあったとおり、実は昨日中国の廈門から向こうの市の偉い方が来まして、何とか向こうのいわゆる所得階層の高い人を、正月、小樽で雪を見せて過ごさせたいという、それで視察に来たわけですが、どんどんこれから海外からもそういう方々が見えるようになるだろうと期待しておりまして、かなりいい感触を得たわけですが、やはり海外も見据えていきたいと、そんなことで、これからの観光にまた力を入れていきたいと、このように思います。

委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時33分

再開 午後 4 時50分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、菊地委員。

菊地委員

日本共産党を代表して、議案第 6 号ないし第16号及び第19号ないし第22号については不認定の討論を行います。一般会計決算です。家庭ごみの有料化、使用料の改定など、新たな市民負担をかけながら、平成16年度の地方交付税大幅削減の影響を断ち切れませんでした。

病院給食民営化の病院会計、家賃値上げの住宅会計、受益者負担消費税転嫁の各事業会計には反対です。

平成17年度第 1 回定例会で、我が党は、不要不急な事業を抑え、若年者雇用支援策など市民生活擁護、商店や中小企業支援で財政再建を目指す予算修正案を提案しました。賛成少数で否決されたことは遺憾ですが、老人医療費の高負担化、公的年金控除の縮小、所得税の老年者控除廃止など、国の制度改悪で国民負担が増大している状況の中で、自治体の赤字財政のしわ寄せをさらなる市民と職員負担で乗り切ろうという施策を認めることはできません。

詳しくは本会議で述べますが、討論といたします。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案 6 号ないし第16号及び第19号ないし第22号について、一括採決いたします。

いずれも認定することに、賛成の委員の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

いずれも認定することに、御異議ございませんか。

( 「異議なし」と呼ぶ者あり )

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会におきまして付託されました案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての役目を全うすることができました。これもひとえに副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝をいたしております。意を十分尽くしませんが、閉会に当たっての委員長としてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会はこれをもって閉会いたします。